

第5編 風水害等応急対策 目次

第1章	災害警戒期の活動	1
第1節	気象予警報等の伝達	1
第1	気象予警報等	1
第2	住民への周知	6
第3	火災気象通報	6
第4	水位情報周知河川及び特別警戒水位	6
第5	水防警報及び水防情報	7
第2節	組織動員	8
第1	組織動員配備体制	8
第2	水防体制	9
第3節	警戒活動	10
第1	警戒期における水防活動	10
第2	ライフライン・交通等警戒活動	11
第4節	避難誘導	13
第1	避難指示、避難勧告、避難準備情報	14
第2	実施責任者	15
第3	避難の一般的基準	15
第4	避難準備の指示	16
第5	避難勧告、指示の伝達方法（住民への周知）	16
第6	避難の勧告、指示の内容	18
第7	住民による確認事項	18
第8	学校、病院等防災上重要な施設の避難対策	18
第9	避難の方法	19
第10	避難者の他地区への移送	19
第11	知事への報告	19
第12	関係機関への連絡	20
第13	警戒区域の設定等	20
第2章	災害発生後の活動	21
第1節	災害情報の収集伝達	21
第1	情報収集伝達	21
第2	災害情報の収集伝達体制	23
第3	府及び国への被害状況等の報告	25
第4	被害状況調査の報告基準	26
第5	異常現象発見時の通報	26
第6	通信手段の確保	26
第2節	水防活動	28

第1	組織	28
第2	出動準備及び出動	28
第3	監視及び計画	29
第3節	災害広報・広聴	31
第1	災害広報	31
第2	報道機関との連携	32
第3	広報資料の収集等	32
第4	広聴活動	33
第4節	広域応援等の要請・受入れ	34
第1	応援要請	34
第2	職員の派遣要請	35
第3	緊急消防援助隊の派遣要請	35
第4	応援受入体制の確保	36
第5	災害相互応援協定	36
第6	知事による応急措置の代行	36
第5節	自衛隊の災害派遣	38
第1	派遣要請	38
第2	災害派遣要請基準	38
第3	災害派遣要請手続	39
第4	自衛隊の自発的出動基準(要請を待ついとまがない場合の災害派遣)	39
第5	派遣部隊の受入体制	40
第6	派遣部隊の活動	41
第7	撤収要請	41
第6節	救助・救急活動	42
第1	市	42
第2	各機関による連絡会議の設置	47
第3	自主防災組織等による活動	47
第4	住民による初期救出活動	47
第5	惨事ストレス対策	47
第7節	医療救護活動	48
第1	医療情報の収集・提供活動	48
第2	現地医療対策	49
第3	後方医療対策	51
第4	医療器具、医薬品等の調達	51
第5	助産救護活動	51
第6	個別疾病対策	52
第8節	交通規制・緊急輸送活動	53
第1	緊急輸送	53
第2	交通規制	55
第3	運転者のとるべき措置	56

第9節	公共土木施設等・建築物応急対策	58
第1	公共土木施設等	58
第2	公共建築物	59
第3	応急工事	59
第10節	ライフラインの確保	60
第1	被害状況の報告	60
第2	各事業者における対応	60
第11節	交通の確保	63
第1	交通の安全確保	63
第2	交通の機能確保	64
第12節	農林関係応急対策	65
第1	農業用施設応急対策	65
第2	農作物応急対策	65
第3	畜産応急対策	66
第4	林産物応急対策	66
第13節	住民等からの問い合わせ	67
第14節	災害救助法の適用	68
第1	実施責任者	68
第2	適用基準	68
第3	住家滅失世帯数の算定基準	69
第4	適用手続	70
第5	救助の内容	70
第6	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	70
第15節	避難所の開設・運営等	71
第1	避難所の開設及び管理等	71
第2	避難所の閉鎖	73
第16節	緊急物資の供給	74
第1	給水活動	75
第2	食料・生活必需品の供給	75
第17節	保健衛生活動	78
第1	防疫活動	78
第2	食品衛生監視活動	79
第3	被災者の健康維持活動	79
第4	動物保護等の実施	80
第18節	福祉活動（避難行動要支援者への支援）	81
第1	避難行動要支援者の安否確認・避難支援等	81
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	82
第19節	社会秩序の維持	83
第1	住民への呼びかけ	83
第2	警備活動の強化	83

第3	暴力団排除活動の徹底	83
第4	物価の安定及び物資の安定供給	84
第20節	住宅の応急確保	85
第1	被災住宅の応急修理	85
第2	住居障害物の除去	86
第3	応急仮設住宅の建設	86
第4	公共住宅への一時入居	87
第5	住宅に関する相談窓口の設置等	87
第6	建設用資機材等の調達	87
第21節	応急教育等	88
第1	安全確保	88
第2	教育施設の応急整備	89
第3	応急教育体制の確立	89
第4	就学援助等	90
第5	応急保育の整備	90
第6	文化財の応急対策	91
第22節	廃棄物の処理	92
第1	実施責任者	92
第2	し尿処理	92
第3	ごみ処理	93
第4	災害廃棄物等処理	94
第5	死亡獣畜処理	94
第23節	遺体の処理及び火葬等	95
第1	実施責任者	95
第2	遺体の捜索	95
第3	遺体の検案等	96
第4	遺体の処理	96
第5	遺体の収容	96
第6	遺体安置所の設定	96
第7	遺体の火葬等	97
第24節	自発的支援の受入れ	98
第1	ボランティアの受入れ	98
第2	義援金品の受付・配分	99
第3	海外からの支援の受入れ	99
第3章	その他の災害応急対策	100
第1節	危険物災害応急対策	100
第1	危険物災害応急対策	100
第2	高圧ガス災害応急対策	101
第3	火薬類災害応急対策	102
第4	毒物劇物災害応急対策	102

第5	管理化学物質災害応急対策	103
第2節	航空機災害応急対策	104
第3節	その他の災害応急対策	104
第4章	災害復旧・復興対策	105
第1節	生活の安定	105
第1	復旧事業の推進	105
第2	被災者の生活確保	106
第3	中小企業の復興支援	109
第4	農林業関係者の復興支援	109
第2節	復興の基本方針	111
第1	復興に向けた基本的な考え方	111
第2	本市における復興に向けた取組み	111

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

活 動 の ポ イ ン ト
1 気象予警報の伝達系統の周知徹底
2 通信途絶時の備え（ラジオ等の配備）
3 異常現象受報時の関係機関・地域住民への周知

■ 計画方針

市は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 気象予警報等	危機管理課、消防本部
第2 住民への周知	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課、消防本部
第3 火災気象通報	危機管理課、消防本部
第4 水位情報周知河川及び特別警戒水位	危機管理課、消防本部
第5 水防警報及び水防情報	危機管理課、消防本部

第1 気象予警報等

1 気象予警報等の種類及び発表基準

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

注意報、警報の種類及び基準は、次のとおりである。

(1) 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために市町村毎に発表する。

種 類	発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報 雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が12m/s以上になると予想される場合
	強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合

第5編 風水害等応急対策
 第1章 災害警戒期の活動
 第1節 気象予警報等の伝達

	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には、次のいずれかの条件に該当する場合である。 (松原市の基準) ・雨量基準 1時間雨量25mm以上あるいは3時間雨量40mm以上 ・土壌雨量指数基準 126
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が100m以下になると予想される場合
	雷注意報 (注6)	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (松原市の基準) ・雨量基準 1時間雨量25mm以上あるいは3時間雨量40mm以上

(2) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に発表する。

種類	発表基準
気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合
	暴風雪警報 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合

	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (松原市の基準) ・雨量基準 1時間雨量45mm以上あるいは3時間雨量70mm以上 ・土壌雨量指数基準 (土砂災害警戒情報の対象外であるため、設定なし)
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上になると予想される場合
浸水警報 ☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (松原市の基準) ・雨量基準 1時間雨量45mm以上あるいは3時間雨量70mm以上

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

第5編 風水害等応急対策
 第1章 災害警戒期の活動
 第1節 気象予警報等の伝達

(4) 気象情報等

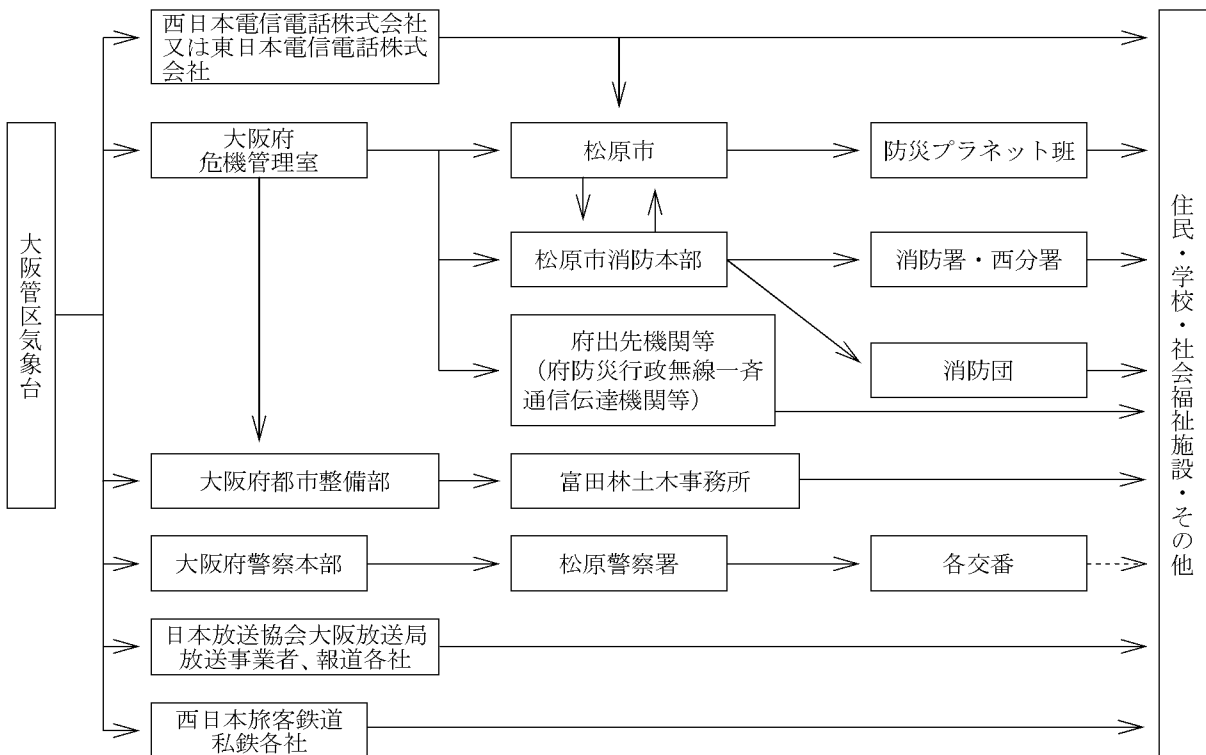
気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

特に、竜巻の目撃情報を得て発表される竜巻注意情報にあつては、別の竜巻が府内や近隣府県で発生する確率が高まることから、同注意情報（【目撃情報あり】）が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。

(5) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

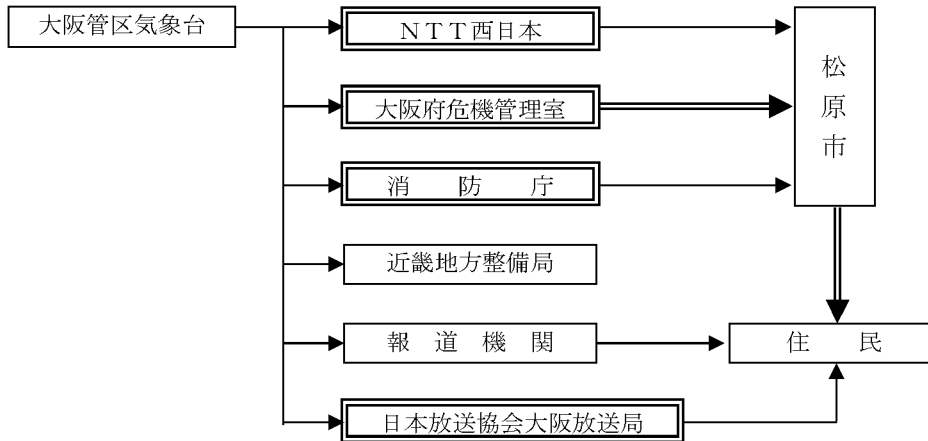
市は、気象予警報その他災害に関する情報等を、各防災関係機関の有機的連携の下に、迅速かつ確実に収集伝達して、その周知徹底を図り、的確に災害応急対策を実施することに努める。



※・西日本電信電話株式会社からは警報のみが伝達される。

※・勤務時間外の場合、消防本部を通じて伝達される。ただし、勤務時間外においても状況によっては、府防災行政無線による一斉通信の伝達もある。

(6) 特別警報の関係機関への伝達経路



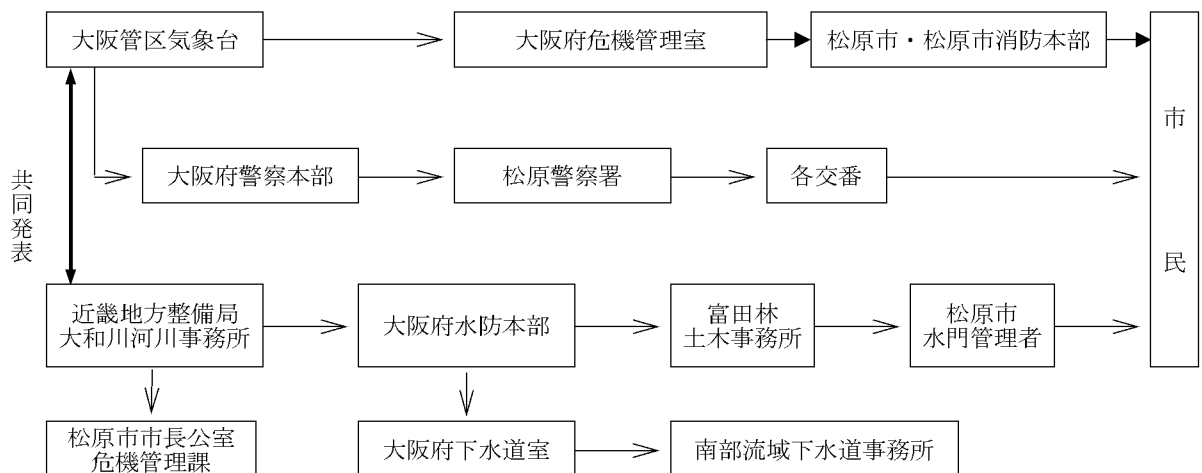
(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

2 大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報

大和川の洪水に関する予報は、大和川洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で行う。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

標題 (種類)	発表基準
大和川はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
大和川はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
大和川はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
大和川はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

大和川洪水予報の関係機関への伝達経路



第5編 風水害等応急対策
 第1章 災害警戒期の活動
 第1節 気象予警報等の伝達
第2 住民への周知

市は、防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知に当たっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

第3 火災気象通報

大阪管区気象台が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するので、市長が知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。その発表基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地頂上部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめる場合がある。

第4 水位情報周知河川及び特別警戒水位

1 水位情報周知河川

洪水予報河川以外の河川で、洪水により経済上相当な損害を生じるおそれがあるとして、東除川、西除川が水位情報周知河川として指定されている。

2 特別警戒水位

水位情報周知河川に定められている特別警戒水位は、「はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」であり、市は、この特別警戒水位に到達した場合には、その情報等を住民に周知する。

東除川、西除川の特別警戒水位等は、次のとおりである。

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		はん濫注意水位 (警戒水位) ----- 避難判断水位 (特別警戒水位)
東除川	左岸	羽曳野市河原城地先（城之口橋下流端）から大和川合流点まで	6.8	全区域	大堀上小橋	2.25
	右岸	同上				3.20
西除川	左岸	大阪狭山市池之原2丁目地先（狭山池ダム洪水吐）から大和川合流点まで	12.7	下流域	布 忍 橋	2.50
	右岸	同上				3.00

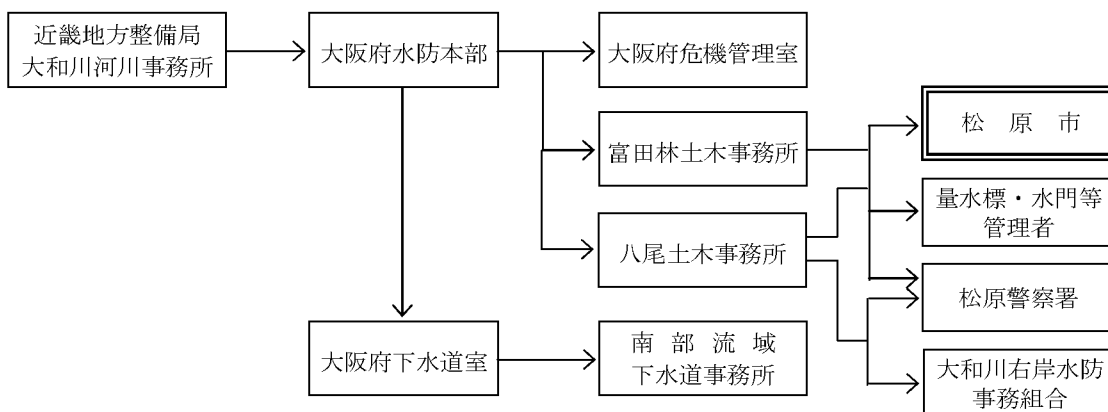
第5 水防警報及び水防情報

国土交通大臣又は知事が指定する河川等において、洪水等による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する（水防法第16条第1項）。

1 国土交通大臣が発令する水防警報

大和川について、洪水等が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を発し、知事（水防本部長）に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。



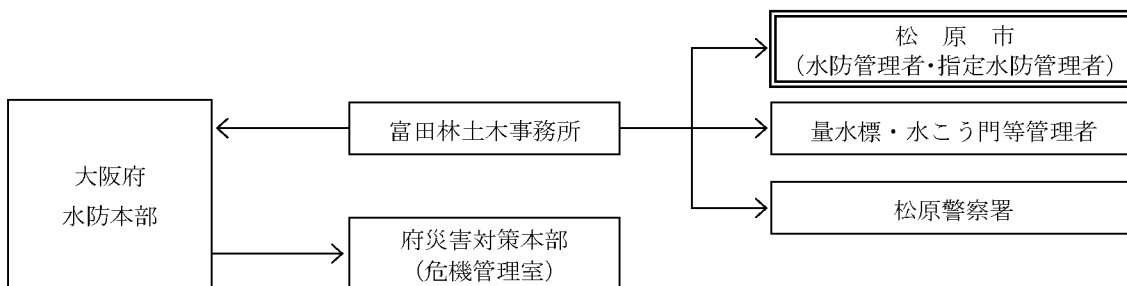
2 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川（東除川、西除川（下流域））において、洪水等が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発令し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

3 水防情報

大和川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜水防本部長（知事）に通知する。

水防本部長は、現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報も合わせて、関係水防管理者に通知する。



第2節 組織動員

活 動 の ポ イ ン ト	
1	災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡
2	災害時における各課職員の担当事務の周知
3	災害対策本部を設置する前 ⇔ 災害警戒対策本部により対応
4	災害対策本部の設置場所 ⇔ 市庁舎内
5	時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立

■ 計画方針

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

■ 施策

		担当課等
第1	組織動員配備体制	危機管理課
第2	水防体制	都市整備部、上下水道部

第1 組織動員配備体制

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確に災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織体制をとる。

1 災害警戒対策本部の設置

市は、市域に大雨警報、暴風警報、洪水警報等の気象警報が発表された場合は、災害警戒対策本部を設置するとともに、災害警戒対策本部の窓口となる指令室を危機管理課内に置く。

2 指令室の設置

市は、災害警戒対策本部と各部との連絡及び指示伝達等の窓口として、危機管理課長を責任者とする災害警戒対策本部指令室を危機管理課内に設置し、これによって、各部課が実施する初動活動の状況、被害状況等の情報一元化を管理し、効率的な配備を図る。

また、市民からの通報等の窓口となり、被害状況等の情報収集を行う。

3 職員の動員

災害警戒対策本部は、各部課の初動活動の状況及び動員状況などから応援が必要であると判断した場合、又は各部課より応援要請があった場合、時間内においては登庁職員、時間外においては未参集職員も含めた動員配備の調整を行う。

4 災害対策本部体制への移行

次の基準に基づいて、災害対策本部体制へ移行する。

- (1) 大規模な災害の発生が予想され、その対策が必要と認められる場合
- (2) 大雨特別警報、暴風特別警報が発表されたとき
- (3) 災害救助法の適用を要する場合
- (4) その他市長が必要であると認める場合

5 防災プラネットの設置

災害（災害警戒）対策本部指令室から指令があった場合、災害時における関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施し、通信連絡の窓口を一本化して通信系統を明確化するとともに地区災害の早期解決と応急対策の完璧を図るため、市内7箇所防災プラネットを設置する。

防災プラネットにはあらかじめ指定された各地区の職員が参集し、庶務班、避難誘導班、広報班、パトロール班を組織して、所定の任務を遂行する。

第2 水防体制

1 上下水道部

(1) 出動基準

松原市域に大雨警報が発表された場合、水防当番班は、勤務時間内においては上下水道部水防本部長の出動命令があり次第出動し、勤務時間外においては水防待機体制に入り、本庁上下水道部に出勤し、情報収集を行う。

松原市域に大雨注意報が発表された場合は、当番は、自宅待機し、気象情報に注意するとともに、状況により班長の判断を仰ぐ。

(2) 出動作業内容

水防当番班は、情報収集及び天美ポンプ場等の稼働状況の点検作業を行う。

2 都市整備部

(1) 出動基準

雨の多い5月～12月までの期間で、松原市域に大雨・洪水警報が発表された場合、週番は本庁都市整備部に出勤し、情報収集を行い、当番水防班長に状況報告を行う（注意報の場合は本部長である都市整備部長の判断による）。当番水防班長は、状況に応じて当番水防班員を出動させ、また解散させる。それ以外の期間においては担当部署で対応する。

(2) 出動作業内容

水防当番班は、道路、橋りょう、河川、水路のパトロール及び公共物の点検作業を行う。

第3節 警戒活動

活 動 の ポ イ ン ト
1 気象予警報等の情報収集
2 水防区域の監視、重要水防箇所巡回 ⇒ 施設管理者への連絡、通報
3 事業者 ⇒ 必要に応じて警戒体制の確立

■ 計画方針

市は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

■ 施策

	担当課等
第1 警戒期における水防活動	危機管理課、上下水道部、消防本部
第2 ライフライン・交通等警戒活動	みち・みどり整備室、上下水道部

第1 警戒期における水防活動

市は、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、府及び近畿地方整備局と連携して、迅速に水防活動を実施する。

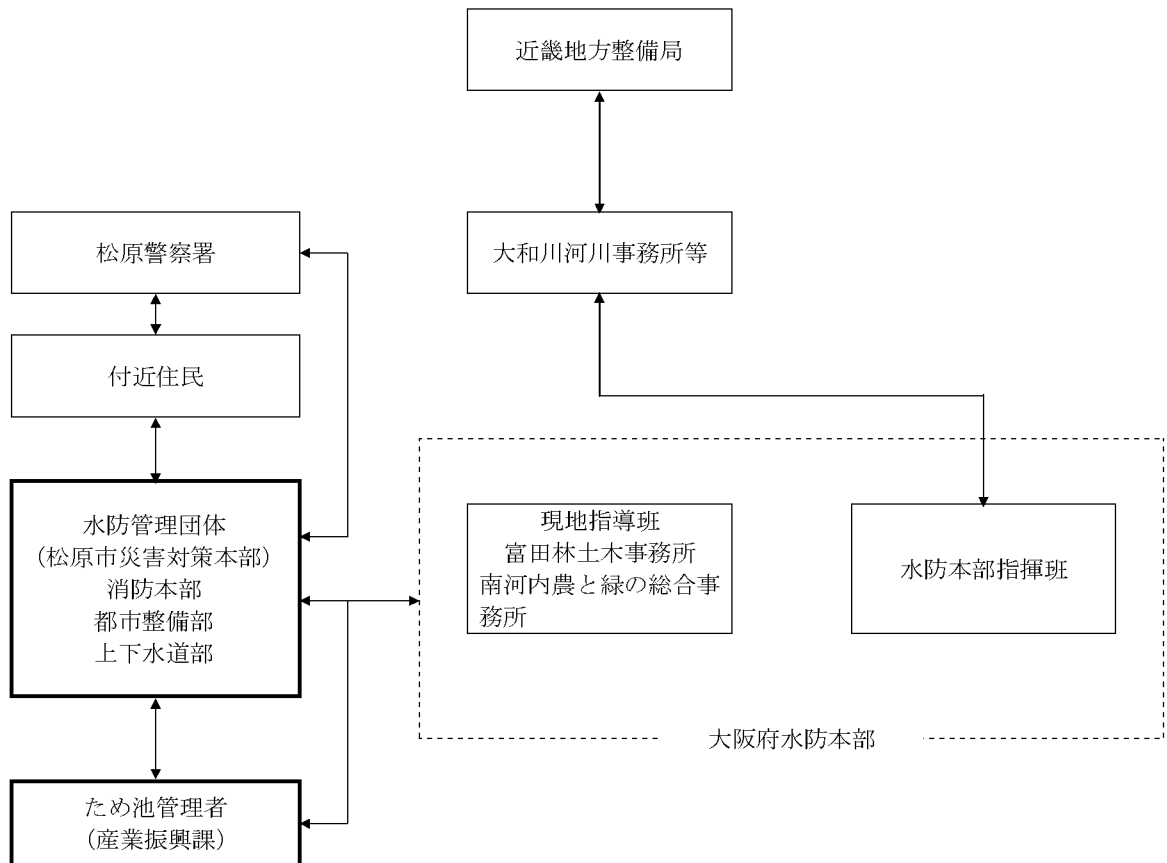
1 松原市、水防管理団体等

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの溢水状況
 - ウ ひ門の水漏れ
 - エ 橋りょう等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

2 水門等の管理者、操作担当者等

- (1) 気象予警報等を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に水門等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

3 水防連絡体制図



第2 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業所は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 上水道、下水道（市）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ウ 主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社（関西支社）等）
 - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

第5編 風水害等応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第3節 警戒活動

- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配備及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設警備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ又は速度制限を行う。
- イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- ア 定められた基準により、通行の禁止、制限を行う。
- イ 交通の混乱を防止するため、自らが管理する道路において通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

第4節 避難誘導

活 動 の ポ イ ン ト	
1	避難者 ⇨ 一時集合場所へ集合 ⇨ 避難場所又は指定避難所へ避難
2	避難勧告、指示の周知内容 ⇨ ア 避難対象地域、イ 避難理由、ウ 避難先、エ 避難経路、オ 避難時の注意事項
3	避難誘導の留意事項 (1) 自治振興会など集団避難の奨励 (2) 安全な避難経路の選定 (3) 避難行動要支援者の優先避難
4	住民の避難時の確認事項 (1) 複数の避難所・避難経路の確認 (2) 避難経路上の危険物の事前確認 (3) 避難行動要支援者の避難支援
5	児童生徒等の避難対策 ⇨ ア 的確な情報収集、イ 適切な行動、ウ 保護者への連絡
6	避難所の開設及び管理 (1) 管理責任者の派遣 (2) 避難者による自主的運営の促進

■ 計画方針

災害から住民の安全を確保するため、市は防災関係機関と相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。その際、「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報	危機管理課
第2 実施責任者	危機管理課
第3 避難の一般的基準	危機管理課
第4 避難準備の指示	危機管理課
第5 避難勧告、指示の伝達方法（住民への周知）	危機管理課
第6 避難の勧告、指示の内容	危機管理課
第7 住民による確認事項	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第8 学校、病院等防災上重要な施設の避難対策	子ども未来室、地域保健課、教育総務課、教職員課、教育推進課
第9 避難の方法	危機管理課
第10 避難者の他地区への移送	危機管理課
第11 知事への報告	危機管理課

第12 関係機関への連絡	危機管理課
第13 警戒区域の設定等	危機管理課、消防本部

第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

避難準備情報	災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の開始を準備する必要がある場合や、避難支援者（避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者を支援する者）が、支援行動のための準備を開始する必要がある場合に、情報を提供するもの。
避難勧告 (立ち退き避難)	災害により人的被害が発生するおそれがあり、被害拡大を防止するため特に必要がある場合、対象地域の住民等に対して、安全な場所（指定避難所等）への避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。
避難指示	災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、「避難勧告」より強い拘束力で以って、対象地域の住民等に対して、安全な場所（指定避難所等）への避難のための立ち退きを促すもの。

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 ・避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難場所への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を開始

第2 実施責任者

避難の勧告又は指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、市長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施する。

実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事 (勧告・指示)	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたとき。	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

※ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

※ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示や避難勧告を実施する。

また、避難準備情報は、大阪府地域防災計画に基づき、市長が発令・伝達する。

第3 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったとき発せられる。なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示し、これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めらる。

- (1) 河川^註、ため池の水位が警戒水位を突破し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- (2) 洪水、崖くずれ、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 爆発のおそれがあるとき。
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき。

第5編 風水害等応急対策
第1章 災害警戒期の活動
第4節 避難誘導

(5) その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

注) 河川の水位上昇に伴う避難勧告等は、大阪管区気象台の発表する気象予警報（大雨警報、洪水警報）、今後の気象予測（予想降雨量）、市内の法河川（大和川、東除川、落堀川）において国土交通省及び大阪府が発表する水防警報、水位情報（氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）、さらには災害対策従事者等の現地の巡視による報告等を総合的に判断して発令する。

資料編 資料4-5 河川氾濫災害に関する避難勧告等発令の判断基準

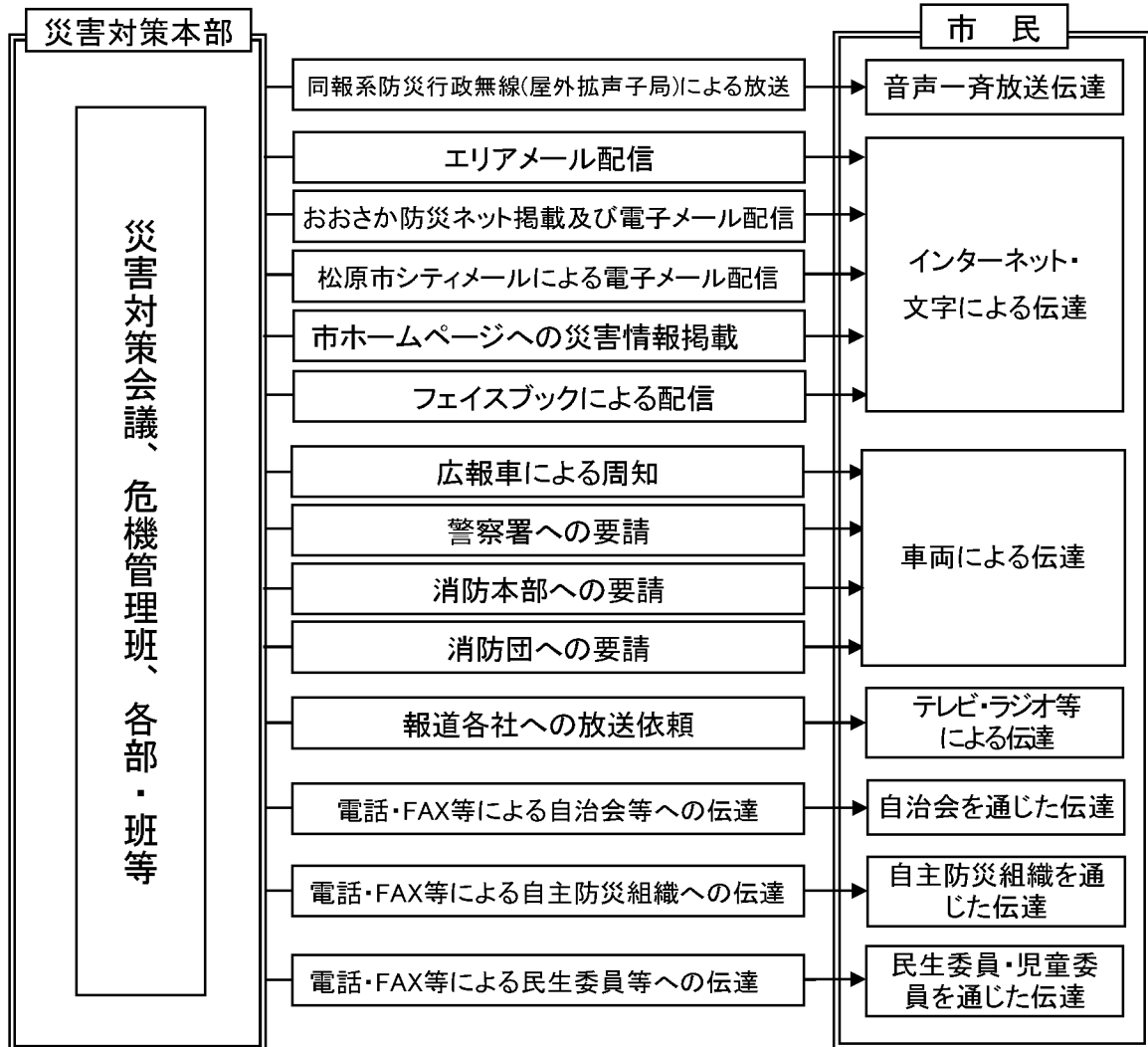
第4 避難準備の指示

市長は、二次災害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を広報する。広報内容は、次のとおりである。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 避難者は、食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- (3) 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。
- (4) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (5) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (6) 上記のうちから、必要なものを「非常持出袋」に準備しておく。
- (7) その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

第5 避難勧告、指示の伝達方法（住民への周知）

避難の事前準備又は避難の勧告・指示を発令した場合は、市長は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。



第6 避難の勧告、指示の内容

避難の勧告、指示をする場合は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難勧告・指示者名
- (2) 避難対象地域
- (3) 予想される災害危険及び避難理由
- (4) 避難先
- (5) 避難経路
- (6) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

第7 住民による確認事項

風水害等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は災害等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- (1) 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておく。
- (2) 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。
- (4) 避難行動要支援者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

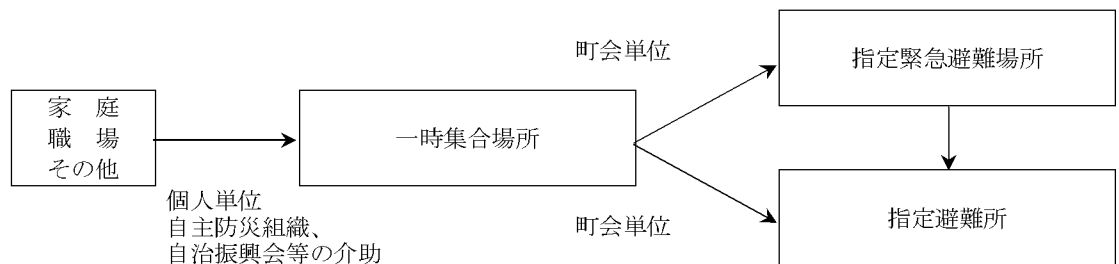
第8 学校、病院等防災上重要な施設の避難対策

- (1) 学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の勧告又は指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。
- (2) 保育所、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
 - ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
 - イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第9 避難の方法

1 避難者の誘導

- (1) 避難者の誘導は、防災プラネット派遣職員、消防団及び松原警察署と連携をもって行い、町会を単位とした集団避難を心がける。避難誘導に当たっては、一時集合場所に避難住民を集合させた後、指定緊急避難場所又は指定避難所に誘導する。



- (2) 避難路については、緊急時の混乱を避けるため、特に危険な箇所には誘導員を配置し、また夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
- (3) 避難に当たっては、携帯品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。

2 避難の優先

避難に当たっては、傷病者、高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難を優先する。

3 避難者の確認

- (1) 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。
- (2) 避難の勧告、指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

第10 避難者の他地区への移送

- (1) 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、市保有車両又は借上車両等により避難者を移送する。移送を行うに当たっては、松原警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。
- (2) 市長は、被災地域が広域にわたり、市の地域内に予定した避難所が使用できなくなったため、近隣市に移送する必要がある、かつ自己の能力で処理できない場合は、近隣市並びに府に応援を要請する。

第11 知事への報告

市長は、避難の勧告又は指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。

第12 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市の指定避難所としている学校等の施設の管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

2 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため、警察等の関係機関に勧告・指示の内容を伝えるとともに協力を求める。

3 近隣市への連絡

地域住民が避難のため、近隣市内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市に対しても連絡しておく。

第13 警戒区域の設定等

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定については、警察署、消防署、消防団等関係機関と連絡調整を図っておく。また、警戒区域を設定した場合には、退去の確認、並びにロープを張るなど立ち入り禁止の措置を講じるとともに、松原警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいない場合	災害対策基本法第63条
消防職員又は消防団員	水災を除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条、36条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第21条

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

活 動 の ポ イ ン ト	
1	情報の取りまとめ ⇨ 危機管理班
2	被害状況の報告
(1)	通常 ⇨ 府
(2)	府への報告不能の場合 ⇨ 直接、消防庁
(3)	消防機関への通報殺到の場合 ⇨ 府及び消防庁
3	各部の報告事項の周知徹底
4	通信設備の把握

■ 計画方針

災害発生後、直ちに府防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 情報収集伝達	危機管理課
第2 災害情報の収集伝達体制	全部全課
第3 府及び国への被害状況等の報告	危機管理課、消防本部
第4 被害状況調査の報告基準	危機管理課
第5 異常現象発見時の通報	危機管理課
第6 通信手段の確保	危機管理課

第1 情報収集伝達

災害発生後、直ちに府防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の収集

次に掲げる防災関係機関等からの情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報

第5編 風水害等応急対策
第2章 災害発生後の活動
第1節 災害情報の収集伝達

- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) 勤務時間外にあつては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (8) その他

2 災害状況の伝達

市が収集した被害状況を府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否状況及び住民の避難状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、河川、農地、ため池等の被害状況
- (5) 上水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防、医療救護等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生状況及びその救護措置の要否
- (9) その他

第2 災害情報の収集伝達体制

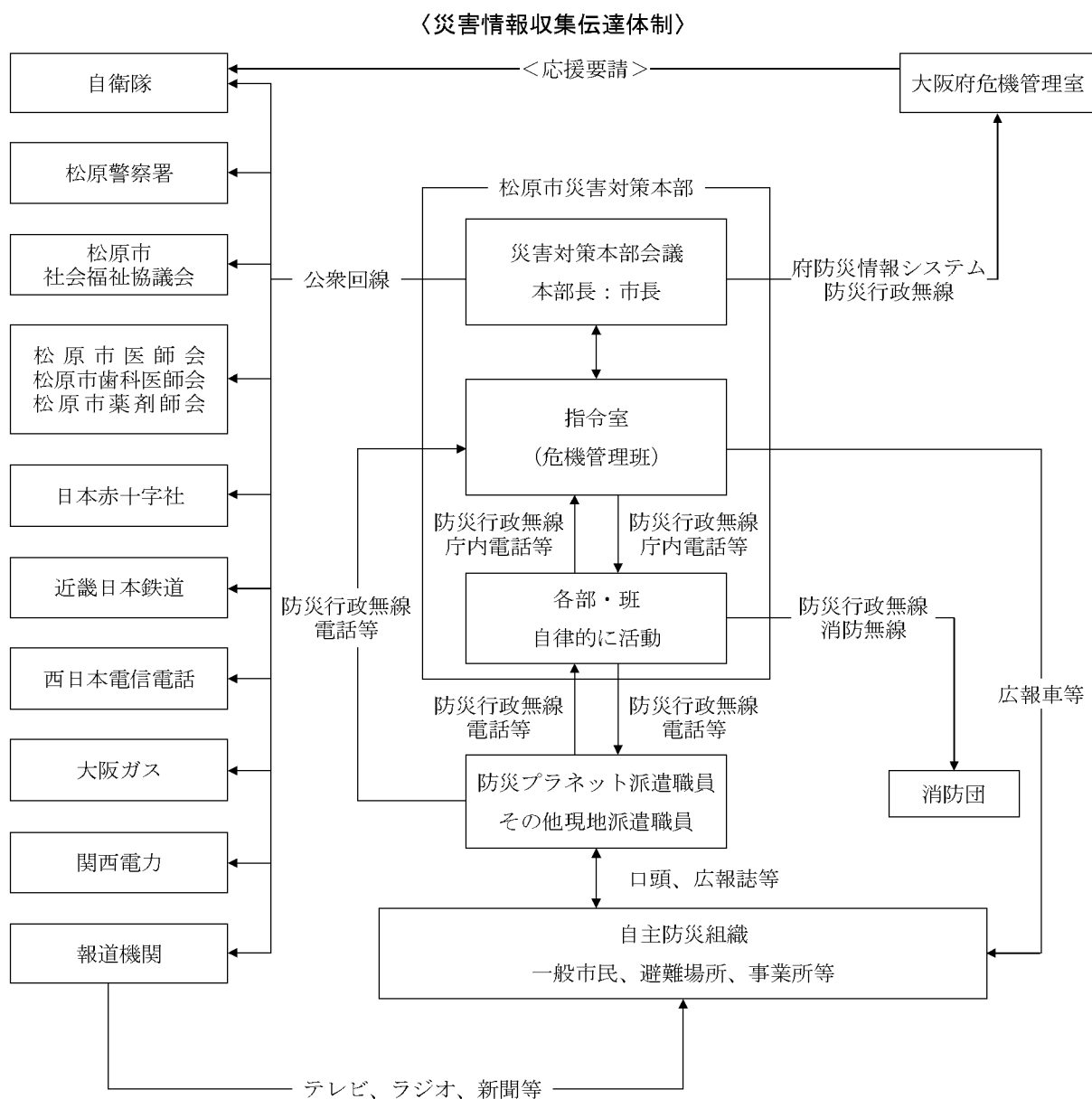
1 災害情報収集伝達体制

(1) 危機管理班

危機管理班は、災害発生後、各部各班及び防災関係各機関等あらゆる経路を利用して災害情報を収集し、災害対策本部が必要とする情報を一元管理する。

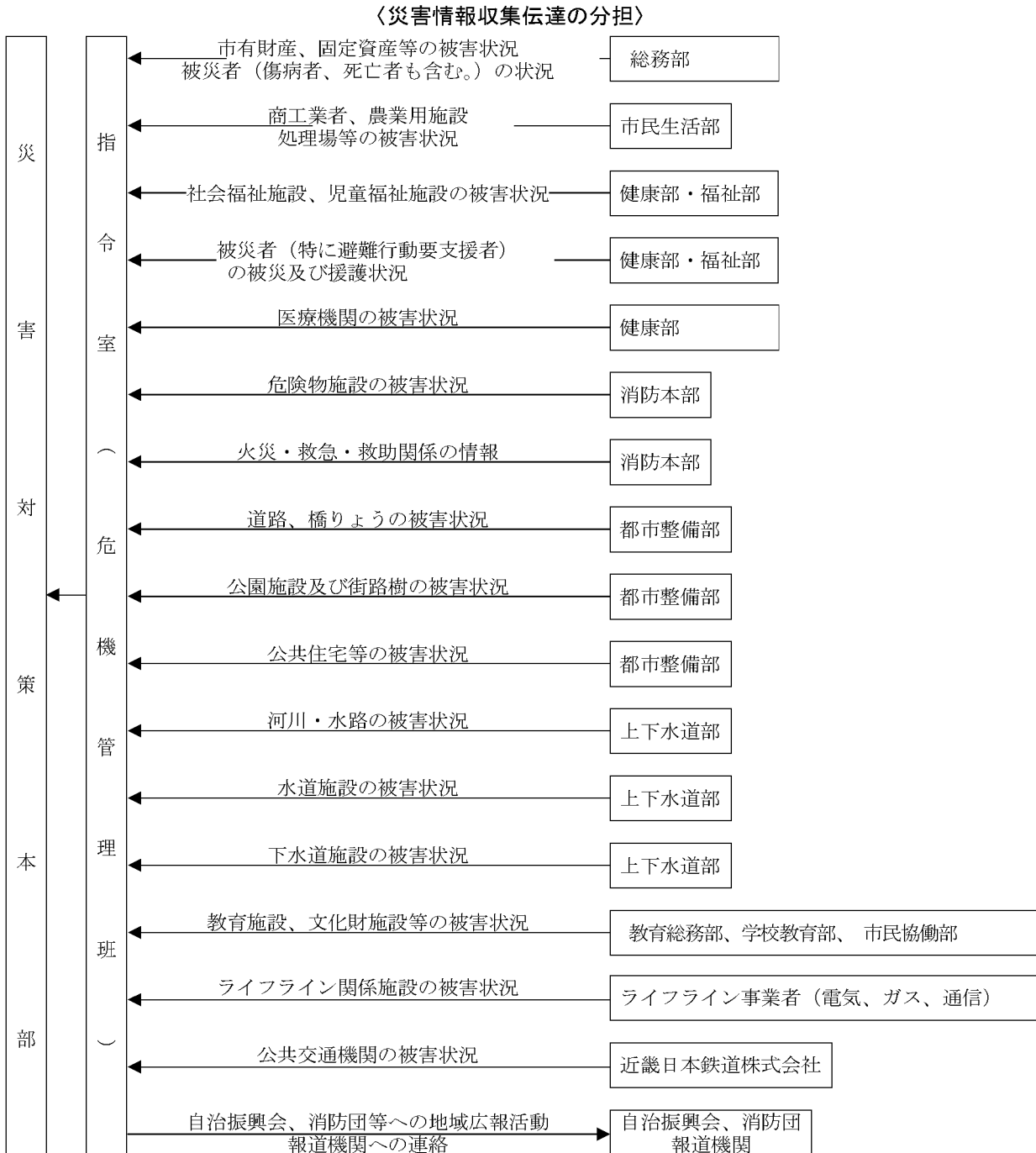
(2) 災害対策本部

災害対策本部は、危機管理班によって取りまとめられた情報のうち、必要事項について大阪府危機管理室へ報告する。



2 災害情報収集伝達の分担

- (1) 松原市災害対策本部分担は、次に掲げるとおりである。
- (2) 緊急を要する際の警報は、市防災行政無線・エリアメールによる。また広報車・駅前ビジョンなどの活用により、通報の徹底を期する。



3 調査収集報告の注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等収集に当っては、状況が明瞭にわかるよう写真撮影を行い、写真には、撮影年月日、場所、時刻、被害者氏名等を記入しておく。
- (3) 各部において収集した被害状況等は、事務局へ口頭等により速報し、調査が完了次第、文書により報告する。

4 住民からの通報について

住民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各部又は関係機関に連絡する。

第3 府及び国への被害状況等の報告

1 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）〈消防災第101号・消防情第91号平成13年6月改正〉及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）〈消防応第166号平成20年9月9日改正〉により、基本的に大阪府（危機管理室）へ報告する。また、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。

なお、府への報告は原則として府防災情報システムにより行うものとし、当該情報システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話、FAX等により行う。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 市が災害対策本部を設置したもの。

(2) 個別基準

- ア 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

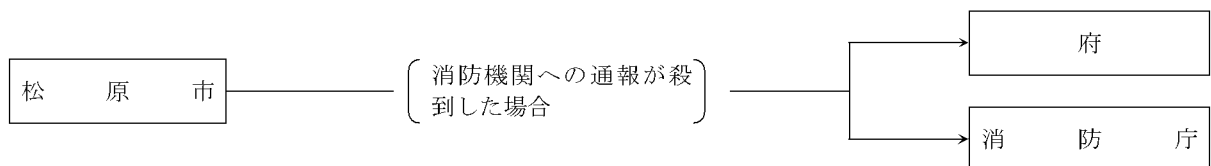
(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

資料編 資料15-1 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

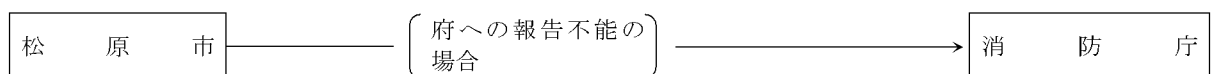
2 通報が殺到する場合

消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。



3 通信の途絶等の場合

府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。ただし、措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。



第4 被害状況調査の報告基準

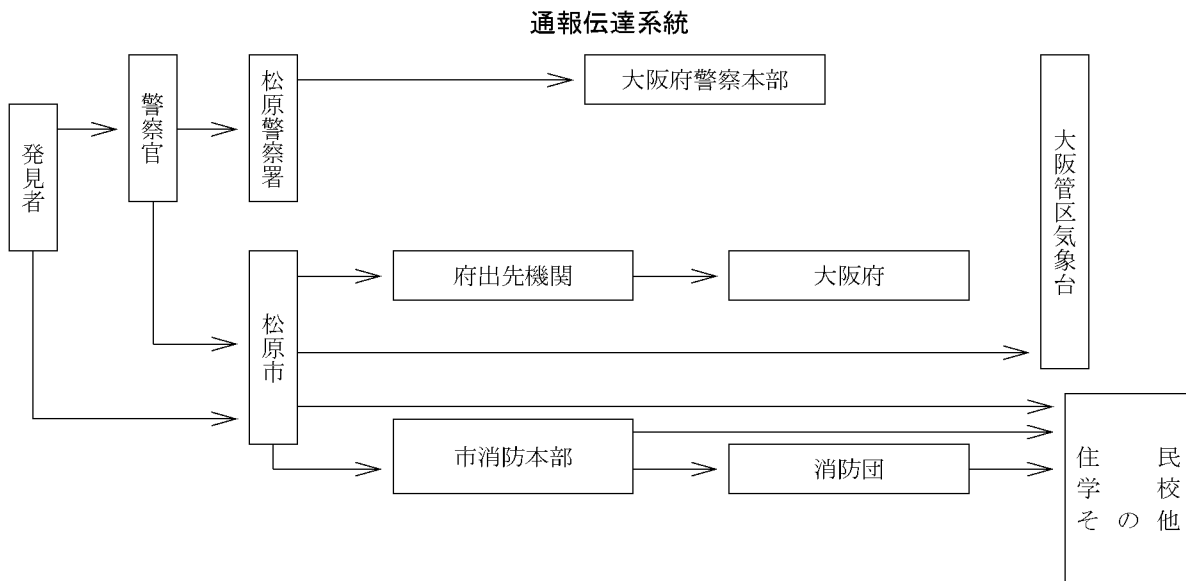
被害状況調査の報告基準は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 資料15-2 被害程度判定基準

第5 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。



第6 通信手段の確保

1 通信機能の点検

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

2 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとするが、災害時においては加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめ登録してある災害時優先電話により通信を確保する。

3 大阪府防災行政無線の利用

大阪府防災行政無線を活用し、大阪府、府下市町村及び関係機関との通信の確保を図る。

4 非常通信の利用

災害のため有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生時の通報、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、消防本部、警察署、

駅等において消防無線、警察無線、鉄道無線により通信の確保を図る。

5 市防災行政無線の利用

本部内での命令の指示、伝達及び災害状況の収集等については、有線電話で行うほか、市防災行政無線を利用する。

6 アマチュア無線

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、アマチュア無線クラブ等に協力を求め、情報の収集及び伝達等を行う。

第2節 水防活動

活 動 の ポ イ ン ト
1 河川、ため池等を随時監視
2 警戒区域の設定
3 決壊の通報 ⇨ 隣接水防管理団体等に通報
4 被害状況の把握 ⇨ 府（危機管理室）に報告

■ 計画方針

市域には、水防上特に重要な大和川をはじめ、西除川、東除川、その他各種河川及びため池が存在する。したがって、水防法第3条に基づき、河川又はため池の浸水、破堤等に伴う洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するために、各河川及びため池等に対する水防上必要な監視、予報、警戒等を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 組織	消防本部
第2 出動準備及び出動	産業振興課、上下水道部、消防本部
第3 監視及び計画	危機管理課、産業振興課、上下水道部、消防本部

第1 組織

- (1) 河川又はため池等の溢水、破堤に伴う洪水による水災を警戒し、防御するために市災害対策本部に消防部を設ける。
- (2) 消防部の長は消防長とし、部員は消防職員及び消防団員とする。
- (3) 消防部員の招集及び警戒の区分はその程度に応じ、消防計画の招集要領に準じて行う。

第2 出動準備及び出動

1 出動準備

水防管理団体（市）は次の場合、松原市災害対策本部消防部及び上下水道部並びにため池管理者に対し出動準備の要請をする。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。
- (2) ため池の水位が上昇し、出動の必要が予測されるとき。
- (3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予知されるとき。

2 出動

水防管理者（市長）は、次の場合、直ちに松原市災害対策本部消防部及び上下水道部並びにため池管理者に対し、出動の要請をする。

- (1) 河川又はため池の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) ため池の水位が上昇し、流水・決壊等の危険を感知したとき。
- (3) その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき、又は気象予報、洪水予報、水防警報等により出動を要すると認められるとき。

第3 監視及び計画

1 常時監視

- (1) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、巡視員を設け、水防法第9条に基づき、市内の河川、堤防、ため池を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、富田林土木事務所又は水防管理者及び松原市災害対策本部長に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) ため池管理者は、上記（1）に準じて水防上危険であると認められる箇所があるときは、水防管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

資料編	資料2-4	ため池施設一覧
	資料4-1	市内観測所一覧
	資料4-2	ため池水防資材一覧
	資料4-3	水防備蓄資機材一覧
	資料4-4	重要水防箇所一覧

2 非常警戒

水防管理者の出動命令により出動した消防署（消火班）及び上下水道管理班は、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の3班に分かれて巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - (3) 天端の亀裂又は沈下
 - (4) 堤防の溢水状況
 - (5) ひ門の両袖又は底部よりの漏水と扉の縮まり具合
 - (6) 橋りょうその他構造物と堤防との取付部分の異常
 - (7) 取入口の閉そく状況
 - (8) 流域の状態
 - (9) 流入水及び浮遊物の状態
 - (10) 全水吐及び放水路付近の状態
 - (11) 重ね池の場合のその上部のため池の状態
 - (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ
- } ため池の場合のみ

3 警戒区域の設定

水防管理者又は消防長は、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずるものとする（水防法第21条）。

4 警察官の援助の要請

水防管理者は、水防の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにし、松原警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする（水防法第22条）。

- (1) 要請する事由
- (2) 出動希望人員
- (3) 機動力の概数
- (4) 希望する地区及び日時

5 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防長は、水防のためやむを得ないときは、その区域の居住者又は水防の現場にいる者を水防に従事させるものとする（水防法第24条）。

6 決壊の通報及び決壊後の処置

水防管理者又は消防長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を富田林土木事務所、南河内農と緑の総合事務所及びはん濫する方向の隣接水防管理団体等に通報するものとする（水防法第25条）。また、決壊後といえどもでき得る限り、はん濫による被害が拡大しないように努めるものとする（水防法第26条）。

第3節 災害広報・広聴

活 動 の ポ イ ン ト
1 問い合わせ電話への対応
2 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握
3 広報事項の整理（緊急広報事項の決定）
4 広報車両、掲示板等の確保
5 相談窓口の開設

■ 施策

	担当課等
第1 災害広報	秘書広報課、危機管理課
第2 報道機関との連携	秘書広報課、危機管理課
第3 広報資料の収集等	秘書広報課、危機管理課
第4 広聴活動	市民協働課

第1 災害広報

市は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 災害広報の体制

(1) 災害対策本部指令室

災害対策本部指令室では、災害広報に必要な情報を一元管理する。

(2) 秘書広報班

秘書広報班では、災害対策本部指令室から災害広報に必要な情報を得て、各種メディアを通じて災害情報等を広報する。

(3) 緊急参集隊広報班

緊急参集隊広報班は、災害情報、被害情報等を収集し、災害対策本部指令室へ伝達する。

(4) 防災プラネット広報班

防災プラネット広報班は、災害情報、被害情報等を収集し、災害対策本部指令室へ伝達する。

2 災害広報の内容

秘書広報班は、災害発生後の時間経過に伴って変化する広報へのニーズに対応した的確な広報を実施することに努める。

第5編 風水害等応急対策
第2章 災害発生後の活動
第3節 災害広報・広聴

(1) 災害発生後の広報

災害発生後から、その後の広報は、概ね次のとおりである。

〔災害発生直後の広報〕

- ア 災害時における住民の心構え
- イ 地震の規模・余震・気象の状況
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 二次災害（建物倒壊等）の危険性
- オ 避難の指示、勧告及び避難上の注意事項
- カ 要配慮者への支援の呼びかけ
- キ 地域住民のとるべき措置
- ク その他必要事項



〔その後の広報〕

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 医療機関などの生活関連情報
- エ 被災者のために講じている施策
- オ 電気、ガス、水道等の供給状況
- カ 災害用食料、生活必需品等の供給状況
- キ 交通規制及び交通機関の運行状況
- ク 義援物資等の取扱い
- ケ その他必要事項

(2) 住民に対する広報

- ア 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- イ 広報車による現場広報
- ウ 市防災行政無線による広報
- エ 避難所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ 松原市安全安心メール、インターネットやSNSの活用
- キ 点字やFAX、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用、外国語放送の要請等多様な手段を活用した、視覚障害者、聴覚障害者、外国人等の要配慮者に配慮したきめ細かな広報
- ク 自治振興会、自主防災組織や民生委員、ボランティアの協力による災害情報の伝達
- ケ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供、臨時災害FM局の開設

第2 報道機関との連携

市は、被災地での生活に関わる情報、市民の安否情報、ボランティア活動の受入情報等の災害広報に関わる情報を直接又は府を通じて報道機関に提供し、広報活動を実施する。

第3 広報資料の収集等

1 現地取材

秘書広報班は、各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における現地取材を行う。

2 災害写真の撮影

- (1) 災害現地に写真撮影員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努める。
- (2) 災害写真は速やかに現像し、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は提供する。

3 災害記録等の作成

災害の予防に資するため、災害に関する記事、写真、映画等を保存する。

第4 広聴活動

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を実施する。

1 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための専用電話及び専用FAXを備えた相談窓口を市民協働班が中心となり開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

相談窓口を開設した場合には、速やかに広報車等により市民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第4節 広域応援等の要請・受入れ

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応援要請先 (1) 近隣市、(2) 府、(3) 指定地方行政機関等
2	連絡窓口 ⇨ 市長公室
3	受入体制の確立 ⇨ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等
4	応援部隊活動拠点 ⇨ 市民体育館、松原市民運動広場（付帯施設）

■ 計画方針

市は、住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、速やかに近隣市等、府等に対して応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

■ 施策

	担当課等
第1 応援要請	企画政策課、危機管理課、消防本部
第2 職員の派遣要請	企画政策課、危機管理課、消防本部
第3 緊急消防援助隊の派遣要請	危機管理課、消防本部
第4 応援受入れ体制の確保	企画政策課、危機管理課、消防本部
第5 災害相互応援協定	危機管理課、消防本部
第6 知事による応急措置の代行	危機管理課

第1 応援要請

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

2 他市町村に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき他市町村長に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

3 応援要請基準

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
- (2) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

4 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

第2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応できない場合は、府、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1 府、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。なお、その場合の手続きは、次の事項を記載し文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員派遣のあっせん要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、災害対策基本法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、市の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、知事に緊急消防援助隊の派遣を要請

する。

第4 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市長は、府及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を市長公室に定める。

2 受入体制の確立

市長は、府及び他市町村等からの応援を速やかに受け入れ、また、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、松原警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第5 災害相互応援協定

市は、大阪府下広域消防相互応援協定、大阪府南ブロック消防相互応援協定をはじめ、広域的な災害相互応援協定を締結している。応援協定に基づいて、応援出動を要請する。

資料編	資料12-1	災害相互応援協定
	資料12-2	大阪府下広域消防相互応援協定
	資料12-3	大阪市・松原市消防相互応援協定
	資料12-4	大阪府中ブロック消防相互応援協定
	資料12-5	松原市・堺市消防相互応援協定
	資料12-6	八尾市・松原市消防相互応援協定
	資料12-7	東大阪市、松原市消防相互応援協定
	資料12-8	大阪市・松原市航空消防応援協定
	資料12-9	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定
	資料12-10	西名阪自動車道消防相互応援協定
	資料12-11	大和市、松原市災害時相互応援協定書
	資料12-13	松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定
	資料12-14	松原市・羽曳野市水道緊急連絡管に関する協定書

第6 知事による応急措置の代行

被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため本市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の

実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、本市に代わって知事が行う。

第5節 自衛隊の災害派遣

活 動 の ポ イ ン ト	
1 派遣要請先	
〔通常〕	⇨ 知事 ⇨ 自衛隊
〔通信途絶時〕	⇨ 直接、自衛隊に通知
2 派遣要請事項	⇨ ア 災害状況及び派遣要請理由、イ 派遣希望期間、ウ 派遣希望区域及び活動内容、エ その他参考事項
3 受入体制の整備	⇨ ア 必要資機材、イ 現場責任者の選定、ウ 宿泊予定地、エ 駐車場
4 ヘリポートの選定	⇨ ア 被災地との位置、イ ヘリポート及び道路の被災状況の把握

■ 計画方針

市長は、住民の人命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

■ 施策

	担当課等
第1 派遣要請	危機管理課
第2 災害派遣要請基準	危機管理課
第3 災害派遣要請手続	危機管理課
第4 自衛隊の自発的出動基準（要請を待ついとまがない場合の災害派遣）	危機管理課
第5 派遣部隊の受入体制	危機管理課
第6 派遣部隊の活動	危機管理課
第7 撤収要請	危機管理課

第1 派遣要請

災害時における自衛隊の災害派遣要請は、市長が行う。

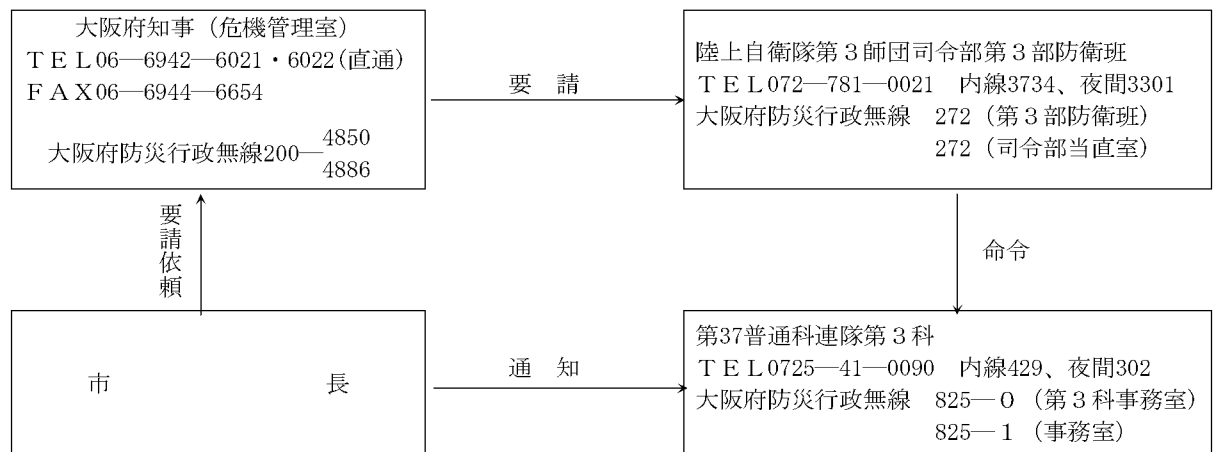
第2 災害派遣要請基準

市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に知事に対して派遣要請の依頼を行う。

第3 災害派遣要請手続

- (1) 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に警察署、消防本部等の関係機関と協議の上、知事に派遣要請を行う。
- (2) 知事に対して自衛隊の災害派遣を要請しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (3) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の依頼ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

派遣要請系統図



第4 自衛隊の自発的出動基準(要請を待ついとまがない場合の災害派遣)

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、(1) から (3) に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第5 派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入体制を確立する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。

資料編 資料13-2 応援部隊受入れ・活動拠点

- (2) 派遣部隊の到着場所、駐車場等については、あらかじめ松原警察署と協議のうえ適地を選定する。
- (3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現地責任者を選定し、府の現地連絡責任者とともに、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業の推進を図る。
- (4) 自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- (5) 災害に際し、ヘリコプターの要請を行った場合は、被災状況に応じヘリポートを選定する。本市の災害時用臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧

第6 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。なお、市長は、派遣部隊の活動状況を適宜府に報告する。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第7 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収の要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

資料編 資料13-1 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

第6節 救助・救急活動

活 動 の ポ イ ン ト
1 地域住民、各分団等から被害情報の早期把握
2 消防資機材・救出用資機材の現況把握
3 消防水利の位置及び容量の確認
4 消火活動、救出活動 ⇨ 人命救助活動を最優先
5 応援要請 ⇨ 府、他市町村
[応援要請の際の情報提供事項] ⇨ ア 災害状況、イ 地理、ウ 水利

■ 計画方針

市は、府、府警察及び自衛隊と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

■ 施策

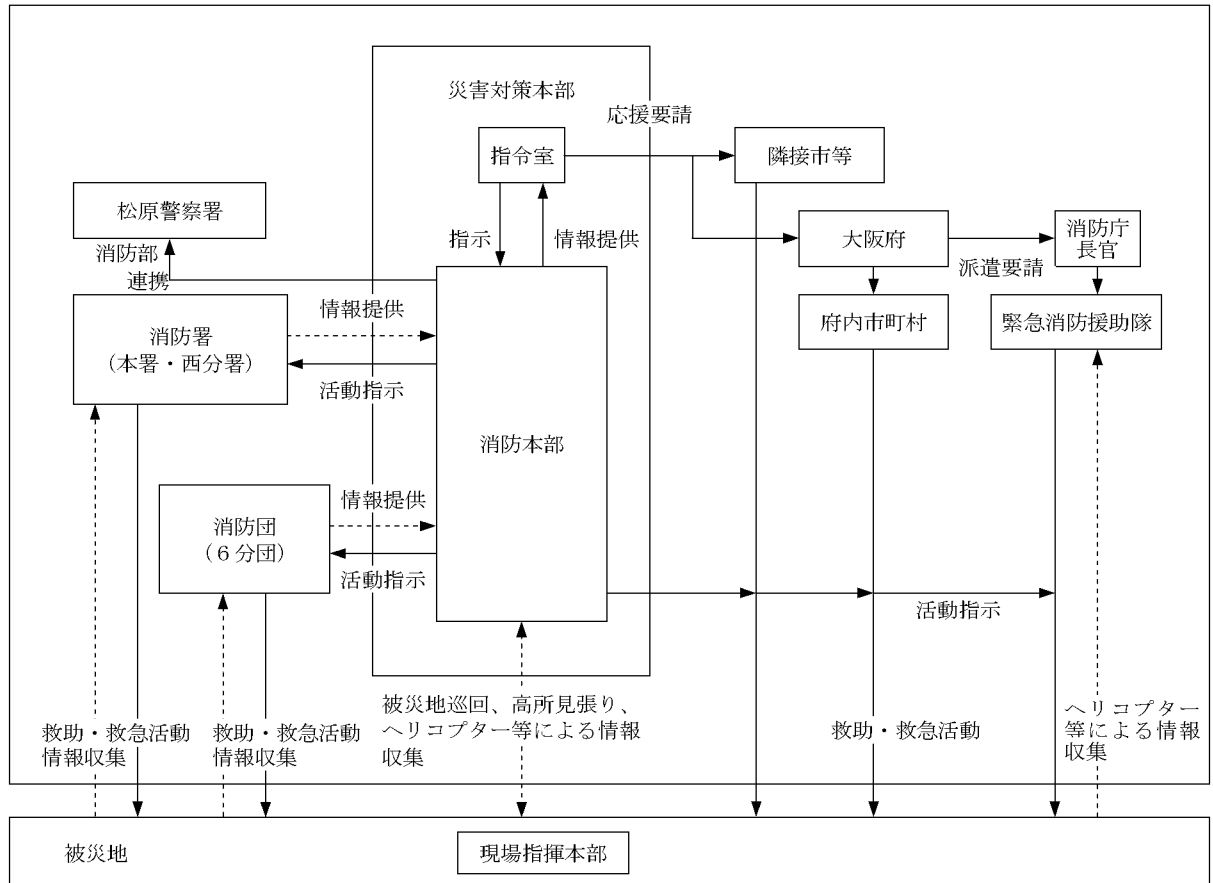
	担当課等
第1 市	危機管理課、消防本部
第2 各機関による連絡会議の設置	危機管理課、消防本部
第3 自主防災組織等による活動	危機管理課
第4 住民による初期救出活動	危機管理課、消防本部
第5 惨事ストレス対策	消防本部

第1 市

1 救助・救急活動の指示系統と各機関の役割

災害時における救助・救急活動の指示・対応を迅速に行うための指示系統、各機関の役割は、次のとおりである。

(1) 救助・救急活動の指示系統



注) —————▶ : 指示・要
 - - - - -▶ : 情報の流れ

(2) 各機関の役割

各 機 関	役 割
災害対策本部指令室	ア 消防活動の優先順位などについて消防長と協議を行う。 イ 消防活動と他の災害対策活動との連絡調整を行う。 ウ 応援協定に基づき、隣接市、大阪府等に対して消防活動の応援要請を行う。 エ 外部の応援部隊に対して被災地での活動等を指示する。
消防本部	ア 被災地巡回、高所見張り、消防署、消防団等からの情報を通じて被災状況を把握する。把握した情報は、災害対策本部指令室へ報告する。 イ 消防活動における指示内容に関して災害対策本部指令室と協議を行う。 ウ 消防署に対して消防活動の指示を行う。被災地には「現場指揮本部」を設置し、活動指示がより迅速に行われるようにする。
消防署	ア 被災地巡回、消防団等からの報告を通じて被災状況を把握する。把握した情報は消防本部へ報告する。 イ 消防団に対して消防活動の指示を行う。 ウ 消防本部の指示の下に、実際の消防活動を行う。
消防団	ア 被災地巡回等を通して被災状況を把握する。把握した情報は、消防署へ報告する。 イ 消防署の指示の下に、実際の消防活動を行う。

2 被災状況の早期把握

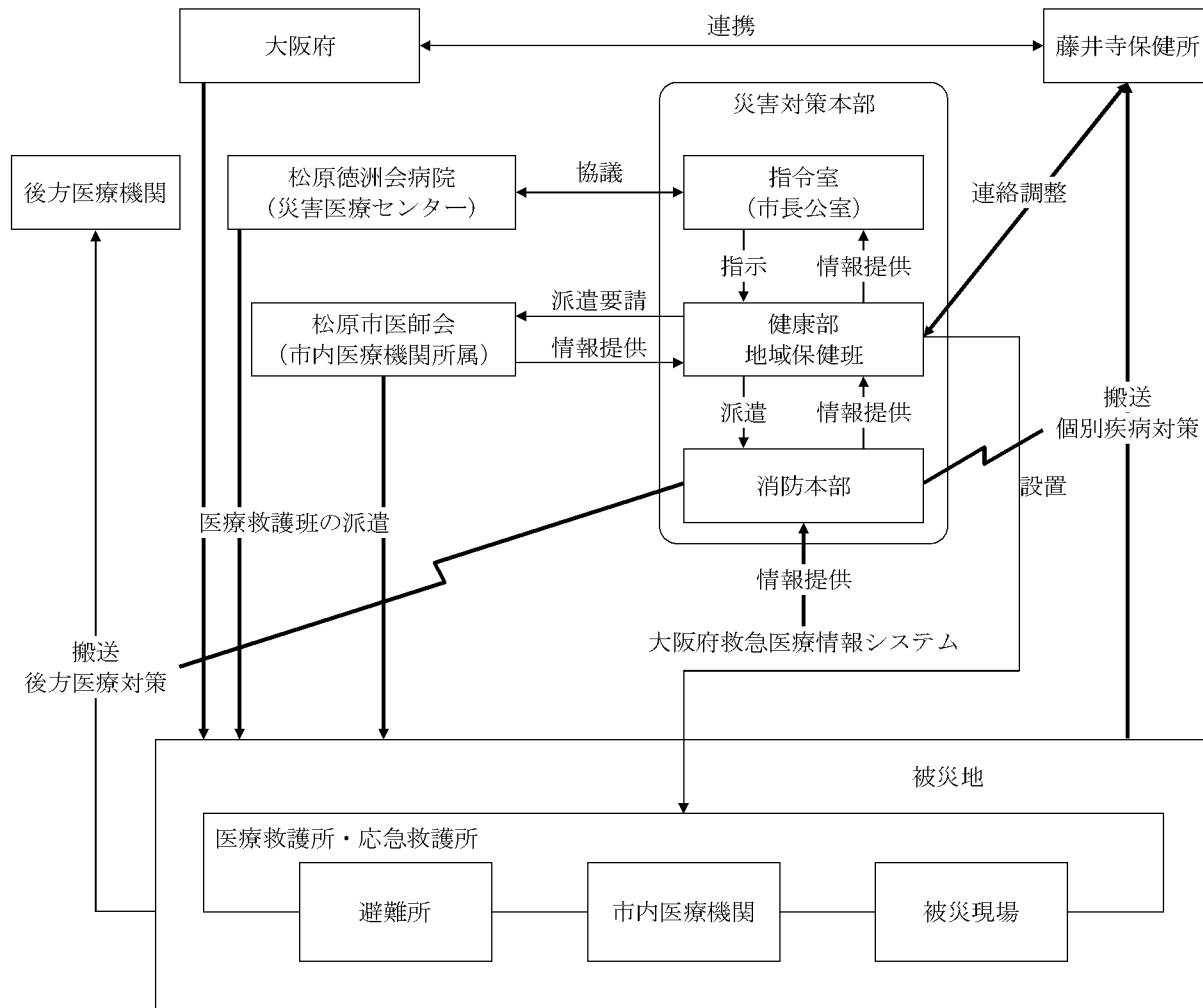
(1) 情報収集内容

- ア 火災の発生状況（発生場所、延焼程度及び方向等）
- イ 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
- ウ 救助・救急事案の状況（発生場所及び程度等）
- エ 救助・救急活動上重要な道路、橋りょう等の被害状況及び交通障害（都市整備部みち・みどり整備班と連携）
- オ 河川、堤防等の決壊状況（上下水道管理班等と連携）
- カ 家屋等の損壊状況
- キ 重要対象物の被害状況
- ク その他救助・救急活動上、参考となる情報

(2) 情報収集方法

- ア 高所見張り、巡回・巡視による情報収集
消防職員の中から適当な場所に高所見張り員を配置し、災害の早期発見に努める。また巡回・巡視を通して被害情報を収集する。
- イ ヘリコプター、高所カメラ等による情報収集
ヘリコプター、高所カメラ等の活用によって被害の映像情報を収集する。
- ウ 消防団による情報収集
6消防分団員は各担当地区における被災情報を防災行政無線等を活用して分団長に報告し、分団長は情報内容を整理して消防署に報告を行う。なお、各消防分団の管轄地区が被災していない場合は、他の被災地区の状況把握に努める。

<情報収集系統図>



3 救助・救急活動の体制

消防本部、消防署、消防団は、松原警察署も含めて互いに連携し、救助・救急活動を行う。また、これら市内の消防力に対処できないと判断される大規模な災害については、時機を失することなく、広域応援協定に基づき応援を要請する。

(1) 警戒区分

警戒区分は、災害発生の危険度に応じて以下の3種に区分する。

<特殊災害、大規模火災等に係る非常警戒の発令及び非常招集>

招集区分	発令基準	招集対象者
第1号非常招集	災害対応が当務員で対処できるが、今後災害の拡大が予想されるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔日勤務者のうち当務の部の週休・休暇に該当する管理職 ・ 毎日勤務者の管理職の2分の1 ・ 隔日勤務者のうち当務の部の週休・休暇に該当する管内居住者 ・ 毎日勤務者の管内居住者の2分の1
第2号非常招集	災害対応が当務員で対処できないと判断されるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日勤務者の管理職 ・ 隔日勤務者のうち非番員の管理職 ・ 隔日勤務者のうち非番員の管内居住者 ・ 隔日勤務者のうち当務の部の週休・休暇に該当する管外居住者
第3号非常招集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の規模から第2号非常警戒をもってしても対処できないと判断されるとき。 ・ 現場指揮本部の設置が必要なとき。 ・ 火災警報が発令されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員

(2) 活動体制

ア 消防長は、市民（被災者、自主防災組織、消防団など）や職員等あるいは松原警察署からの情報を基に、警戒区分を決定し、救助・救急活動方針を樹立する。

イ 活動方針の下に消防署所属班は、実際の救助・救急活動を実施する。

ウ 消防署所属班のみで対応が困難な場合は、消防長は、消防団長と協議の上、消防団員を招集する。この場合、副団長以上の本部員は、消防本部に参集し、指揮本部要員として消防団部隊を指揮する。各分団長以下の団員は、各屯所に参集して、管轄区域の被害状況の掌握に努める。

エ 消防団による消防力が加わっても対応不可能な大規模災害の場合は、事前に締結している応援協定に基づき、災害対策本部指令室は、広域応援を要請する。

オ 災害規模の大きさによっては、災害対策本部指令室は、府に応援要請を行う。

カ 被害が広範囲にわたる大規模災害の場合は、府に「緊急消防援助隊」の派遣要請を行う。

キ 救助活動については、松原警察署や医療機関との連携の下に、迅速に対応する。

(3) 相互応援

ア 市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。

イ 被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。また、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

4 救助・救急活動の要領

- (1) 救助・救急活動については、救命処置が必要な者に対して優先的に救助する。これと同時に大阪府医療機関情報システムを用いた医療機関の選定やトリアージの実施などにより、迅速な救命処置を実施できるように努める。
- (2) 同時に多数の救助・救急事案が発生している場合は、的確な状況判断に努め、初動体制を確立するとともに人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施する。

第2 各機関による連絡会議の設置

市は、府、警察及び自衛隊と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第3 自主防災組織等による活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動の実施に努める。

また、消防署、警察署など防災関係機関は、自主防災組織と連携して効果的な救助・救急活動を実施するとともに、自主防災組織の安全を確保することに努める。

第4 住民による初期救出活動

発災時には地域の被害状況の把握及び負傷者の早期発見に努め、警察、消防機関等へ速やかに連絡するとともに、自発的に被災者の救出活動を行う。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第7節 医療救護活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	要救助者数の状況把握
2	医療機関の被害状況及び活動状況の把握
3	医療救護班の編成と医師会への応援要請
4	救護所の設置（設置場所の決定） ⇨ 地域住民へ広報
5	医薬品等の確保 ⇨ ア 薬剤師会、市内医薬店からの調達、イ 府へ要請
6	重傷者の搬送
	（1） 医療機関の受入状況の把握
	（2） 搬送手段の確保 ⇨ ア 救急車、イ ヘリコプター等

■ 計画方針

市は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 医療情報の収集・提供活動	危機管理課、地域保健課、消防本部
第2 現地医療対策	危機管理課、地域保健課、消防本部
第3 後方医療対策	危機管理課、地域保健課、消防本部
第4 医療器具、医薬品等の調達	危機管理課、地域保健課
第5 助産救護活動	危機管理課、地域保健課、消防本部
第6 個別疾病対策	危機管理課、地域保健課

第1 医療情報の収集・提供活動

市は、松原市医師会と密接な連携のもとに、大阪府医療機関情報システムや地域保健班等を活用して、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ正確な把握を行う。市は、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについての情報を把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

1 大阪府医療機関情報システムの活用

大阪府医療機関情報システムを活用して医療施設の固定情報や診療応需体制（「診療の可否」「手術の可否」「男女別空床数」等）を把握する。

2 松原市医師会災害本部の設置

松原市医師会は、原則として市役所に松原市医師会災害対策本部を設置し、災害時初期医療体制のコーディネーターとして、医療情報の一元化、他医師会への支援要請などを担うものとする。

3 地域保健班による情報収集活動

地域保健班は、松原市医師会等の協力を得て、市内医療関係機関の被害状況や空床状況など保健医療に関する情報を迅速かつ正確に把握し、災害対策本部指令室に報告する。

第2 現地医療対策

1 医療救護班の派遣

(1) 医療救護班の編成

災害対策本部指令室は、災害の状況に応じ松原市医師会災害対策本部と連携を図り、速やかに医療救護班を編成する。

ア 災害対策本部指令室の指示により松原徳洲会病院で医療救護班を編成する。

イ 松原徳洲会病院によって編成される医療救護班で十分に対応できない場合、災害対策本部指令室の指示により地域保健班は、松原市医師会災害対策本部に依頼し、市内民間医療機関による医療救護班を編成する。

ウ 医療救護班（緊急医療班）の構成人員及び班数は、次のとおりである。

構成人員	医師（1名）、看護師又は保健師（2名）、その他（1名）
班数	松原徳洲会病院 外科系／内科系：各1班 松原市医師会 適宜編成

(2) 医療救護班の派遣・応援要請

ア 消防本部は、災害現場の状況により、医療救護班の派遣を要請する。

イ 各避難所リーダーは、避難所内の傷病者の状況を把握した上で、必要と判断される場合は、地域保健班に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。

ウ 災害規模が大きく、市内医療機関による医療救護班のみで対応できない場合、災害対策本部指令室は保健所を通して日本赤十字社大阪府支部等に医療救護班の派遣要請を行う。

エ 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

(3) 医療救護班の派遣基準

災害対策本部指令室は、災害の状況に応じ松原市医師会災害対策本部と連携を図り、速やかに医療救護班の派遣を指示する。

ア 地域保健班は、消防本部、各避難所リーダー、医療関係機関等の要請を受け、災害対策本部指令室の指示の下に、随時医療救護班を派遣する。

イ 救護所が設置された場所には、医療救護班を派遣する。

ウ 現場からの要請がなくとも災害対策本部指令室が必要と判断した災害現地には地域保健班が医療救護班を派遣する。

エ 松原市医師会災害対策本部、松原徳洲会病院長は、消防本部、避難所リーダー、災害現地等から直接要請がある場合で、急を要すると認められる場合は、地域保健班の指示を待たずに医療救護班を出動させることができる。その場合は、速やかに地域保健班にその旨を報告する。

オ 医療救護班の派遣先については、災害対策本部指令室が指示を行う。

(4) 医療救護班の業務内容

ア 患者に対する応急処置

第5編 風水害等応急対策
第2章 災害発生後の活動
第7節 医療救護活動

- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

2 救護所の設置

(1) 救護所の設置基準

災害対策本部指令室は、次の場合に救護所を設置し、医療救護班等による医療救護活動を実施する。

- ア 災害現地医療機関が被災し、その機能が喪失又は低下したため、市内医療機関では対応できない場合
- イ 被災現場での患者が多数で市内医療機関のみでは対応できない場合
- ウ 避難所に傷病者が多く、避難所内に救護所の設置が必要な場合
- エ 被災地から医療機関への傷病者の移送に時間を要するため、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所の設置場所

応急救護所を設置・運営するとともに、各小・中学校の保健室や適切な公共施設を災害発生時の医療救護所として位置付け、医療救護所を迅速に開設できる体制を整備する。

また、発災後、市内医療機関や他の避難所等においても設置する必要性が生じた場合は、災害対策本部指令室の指示のもとに随時設ける。

資料編 資料6-5 医療救護所の設置予定施設一覧

3 搬送手段の確保

(1) 市内搬送手段の確保

医療救護班や傷病者の搬送は、救急車（消防本部所有）、公用車（市内医療機関所有）等で行う。

(2) 搬送手段の応援要請

- ア 地域保健班は、医療救護班員や傷病者の搬送のための交通手段が不足する場合、災害対策本部指令室に要請し、搬送手段の確保を図る。
- イ 災害対策本部指令室は、府に対して搬送活動の応援を要請する。なお、救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターによる搬送を府に要請する。

4 救護所における現地医療活動

(1) 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に松原徳洲会病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

(2) 医療救護所における臨時診療活動

市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

第3 後方医療対策

災害規模が大きく、市内の医療関係機関で対応できない場合、災害対策本部指令室は、危機管理室に対して災害拠点病院等の後方医療機関の利用を要請する。

1 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者については、被災を免れた医療機関に搬入し、入院・治療等の医療救護を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、大阪府医療機関情報システム等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、隣接市及び府に搬送車両を要請する。

イ ヘリコプター搬送

市は、ヘリコプターによる患者の搬送が必要な場合、府にヘリコプターによる搬送を要請する。

2 拠点医療機関（災害医療センター）等での受入れ

明治橋病院、阪南中央病院、松原徳洲会病院（災害医療センター）は、市域内における初期医療救護活動の拠点として患者を受け入れ治療を行う。

また、大震災等においては、発災後72時間の急性期救急医療体制が極めて重要となることから、松原市医師会では明治橋病院、阪南中央病院、松原徳洲会病院へ医療資源を集約させ、初期の医療活動を集中的効率的に実施する。

なお、上記医療機関での対応が困難な場合は、災害医療協力病院及び医師会と調整を行い、患者の受入れ治療を行うとともに、災害拠点病院に協力を求める。

資料編 資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧

第4 医療器具、医薬品等の調達

災害対策本部長は、災害時医療物資集積センターを開設し、医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、松原市薬剤師会、医薬及び医療品等関係機関並びに府に応援を要請し、調達する。

第5 助産救護活動

1 救護班の編成

助産に関する救護班については、医療救護班の中の医師等の構成に必要な応じ産科系医師も組み入れて対応する。

第5編 風水害等応急対策

第2章 災害発生後の活動

第7節 医療救護活動

2 助産救護活動の内容

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置

第6 個別疾病対策

市は、府と連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動を行う。

第8節 交通規制・緊急輸送活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	緊急輸送の方法 ⇨ ア 自動車、イ 鉄道、ウ ヘリコプター
2	公用車の集中管理及び配車 ⇨ 財産管理班（使用可能車両の把握及び配車計画の確立等）
3	車両及び燃料の確保
4	道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検 ⇨ 緊急交通路の確保
5	啓開作業実施業者との作業手順の取決め
6	交通規制状況の把握及び広報の実施
7	避難用自動車の使用禁止等の広報の実施

■ 計画方針

市は、救助・救急、水防、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるとともに、松原警察署、道路管理者が相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、必要により交通規制等を実施し一般交通の安全と緊急通行車両等の交通を確保する。

■ 施策

	担当課等
第1 緊急輸送	危機管理課、財産管理課、みち・みどり整備室、消防本部
第2 交通規制	みち・みどり整備室、消防本部
第3 運転者のとるべき措置	危機管理課

第1 緊急輸送

1 自動車による輸送

(1) 市保有車両

災害発生時における公用車の集中管理及び自動車の確保・配備は、財産管理班が行い、各部署は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは財産管理班に依頼する。

なお、市保有車両の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料8-1 市有車両一覧

(2) 車両の借上げ

各部からの要請等により市保有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに他の公共的団体に属する自動車又は市内の運送業者等に協力を依頼し調達を図る。

(3) 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、知事に次の事項を明示して調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

- 第5編 風水害等応急対策
第2章 災害発生後の活動
第8節 交通規制・緊急輸送活動
ウ 車両等の種類及び台数
エ 集合場所及び日時
オ その他必要事項
(4) 車両燃料の確保

市内の燃料取扱事業所の協力により災害時における車両燃料の確保に努める。

2 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、近畿日本鉄道(株)に緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

3 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は、府に災害時用臨時ヘリポートの利用可能状況を報告した上でヘリコプターによる輸送を要請する。

資料編 資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧

4 緊急通行車両の届出

(1) 届出

災害対策基本法第76条第1項に基づく通行禁止又は通行制限等の交通規制が実施された場合において、災害応急対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、府(危機管理室)又は府公安委員会(府警察本部交通規制課又は警察署交通課)に申し出て、緊急車両であることの確認(標章及び証明書の交付)を受ける。

資料編 資料8-6 緊急通行車両事前届出書及び届出済証
資料8-7 緊急通行車両確認申請書及び確認証明書
資料8-8 緊急通行車両の標章

(2) 届出の対象車両

次のいずれかに該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 災害発生時において、地域防災計画に基づき、緊急輸送を行う車両、施設等の応急復旧を行う車両、その他災害応急対策を実施するために使用される予定の車両
- イ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方自治体、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時使用されている車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両
- ウ 車両の使用の本拠が市内にある車両

資料編 資料8-9 緊急通行車両事前届出済車一覧

5 緊急交通路の確保

(1) 被害情報等の収集及および地域緊急交通路の確保

府、市、松原警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、地域緊急交通路に対しては、緊急輸送路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、松原警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

資料編 資料8-2 市内緊急交通路一覧

(2) 指定された緊急交通路に対する応急措置

道路管理者は、府、市、松原警察署と連携して、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

なお、緊急交通路については、次の措置を講じ、その結果を松原警察署及び府に連絡する。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び松原警察署に連絡する。

イ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当っては、松原警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

6 緊急交通路の周知

道路管理者は、市及び報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、松原警察署と連携を図り緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

第2 交通規制

1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び松原警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路 管理 者	国土交通大臣 知 事	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条第1項
	市 長	2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	
警	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	道路交通法第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
察	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事項により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 相互連絡

府公安委員会、松原警察署、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

3 迂回路の選定

道路の交通規制を行った場合は、松原警察署と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4 交通規制の標識等

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講じる。

5 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、又は交通規制を行うときは、あらかじめ松原警察署長と協議する。

6 広報（交通規制の周知）

道路の交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

7 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

第3 運転者のとるべき措置

(1) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することもある。

第9節 公共土木施設等・建築物応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1	公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害が発生した場合 ⇨ 府へ報告
2	所要人員、資機材の調達体制の確立
3	応急工事 ⇨ 危険度をチェック

■ 計画方針

関係機関は、洪水などによる被害拡大の防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 公共土木施設等	みち・みどり整備室
第2 公共建築物	まちづくり推進課
第3 応急工事	施設所管課

第1 公共土木施設等

1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 水防管理者又はその命を受けた職員は、避難のための立ち退きを指示する。

2 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、府との連携の下に被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、府との連携の下に適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 橋梁など道路施設

- (1) 道路管理者は、二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物

市は、府と連携して、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第10節 ライフラインの確保

活 動 の ポ イ ン ト
1 施設設備の被害状況の早期調査 (1) 被害が発生した場合 ⇨ 府に報告、関係機関に通報 (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇨ 関係機関、付近住民に通報
2 復旧の順位 ⇨ 必要度の高いものを優先
3 関係機関、住民等への広報 ⇨ ア 被害状況、イ 供給状況、ウ 復旧状況、エ 今後の見通し

■ 計画方針

災害により途絶したライフライン施設、放送施設について、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

■ 施策

	担当課等
第1 被害状況の報告	危機管理課
第2 各事業者における対応	上下水道部、関係機関

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

第2 各事業者における対応

1 上水道

(1) 応急措置

市は、被害の拡大のおそれがある場合、府との連携の下に直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、松原警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

ア 市は、府及び大阪広域水道企業団と連携して、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、指定避難所、社会福祉施設等、緊急性の

高い施設から優先的に応急給水・復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

2 下水道

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講じる。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じる。

ウ 市は、被害の拡大が予想される場合は、府との連携の下に直ちに施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部、松原警察署及び付近住民に通報する。

(2) 復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 被害状況等によっては、他の下水道管理者に対し応援を要請する。

(3) 広報

ア 生活排水の抑制に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

オ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

カ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況・復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

第5編 風水害等応急対策

第2章 災害発生後の活動

第10節 ライフラインの確保

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西支社）等）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 設備の応急対策

ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 応急復旧に当っては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(3) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第11節 交通の確保

活 動 の ポ イ ン ト	
1	施設の被害調査 ⇨ (被害が生じた場合) ⇨ 市及び府に報告
2	交通の確保 ⇨ 障害物の除去
3	復旧の順位 ⇨ ア 被害状況、イ 緊急性、ウ 復旧の難易度を考慮
4	関係機関への連絡
	○連絡事項 ⇨ ア 運行状況、イ 復旧状況、ウ 今後の見通し

■ 計画方針

鉄軌道、道路の管理者は、市及び府と連携して、迅速な初動対応と利用者の安全を確保するための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 交通の安全確保	危機管理課、関係機関
第2 交通の機能確保	危機管理課、みち・みどり整備室、関係機関

第1 交通の安全確保

- (1) 各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、重大な損傷が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。
- (2) 各施設管理者における対応
 - ア 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）
 - (ア) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ又は速度制限を行う。
 - (イ) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防署、松原警察署等に通報し、出動の要請を行う。
 - (ウ) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。
 - イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）
 - (ア) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
 - (イ) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、松原警察署等に通報し、出動の要請を行う。
 - (ウ) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

市は、自らが管理する道路、道路施設に加え、市域内の道路に関わる各管理者に要請して、交通の支障となる障害物を除去する。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第12節 農林関係応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1 農作物被害の発生	⇒ 応急措置の技術指導を実施
2 家畜伝染病の防除	⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策

■ 計画方針

市は、府及び農業協同組合と連携して、農林業に関する応急対策を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 農業用施設応急対策	産業振興課
第2 農作物応急対策	産業振興課
第3 畜産応急対策	環境業務課、産業振興課
第4 林産物応急対策	環境業務課、産業振興課

第1 農業用施設応急対策

市は、府及び土地改良区等と連携して、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 市の措置

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講じる。

2 土地改良区等の措置

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2 農作物応急対策

1 技術の指導

市は、府及び農業協同組合と連携して、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起しなど応急措置の技術指導を行う。

2 病虫害の防除

市は、府が実施する病虫害発生予察事業を活用した被災農作物の各種病虫害防除指導に、必要に応じて協力する。

第5編 風水害等応急対策
第2章 災害発生後の活動
第12節 農林関係応急対策
第3 畜産応急対策

市は、府が実施する家畜伝染病の予防等、家畜被害の未然防止に関わる対策に必要なに応じて協力する。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 市は、畜産関係団体とともに、家畜の管理についての技術指導を実施する府に協力する。
- (2) 市は、府が防疫の万全を図るために策定する防疫計画に基づいて、必要な活動を実施する。
- (3) 市は、府が実施する伝染病発生畜舎の消毒に協力する。

2 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、獣医師会に対し治療を要請するとともに、一般疾病の治療に必要な薬品等のあっせんを府に要請する。

資料編 資料6-4 松原市開業獣医師会

3 飼料対策

飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の払い下げを受け、被害状況及び家畜数に応じて、売渡しを行う。

第4 林産物応急対策

災害時において、林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等必要な対策に努める。

1 技術指導等

- (1) 市は、府に協力し、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 浸冠水した苗畑において速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

第13節 住民等からの問い合わせ

■ 計画方針

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、情報のニーズを見極めたいえで、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第14節 災害救助法の適用

活 動 の ポ イ ン ト	
1	滅失状態の基準の周知徹底
2	滅失世帯数の早期把握 ⇨ 府に報告
3	住家滅失世帯数の算定基準
(1)	半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇨ 1/2世帯
(2)	床上浸水・土砂堆積等による一時的居住困難世帯 ⇨ 1/3世帯
4	市の災害救助法適用基準
(1)	第1号基準 ⇨ 100世帯、(2) 第2号基準 ⇨ 50世帯

■ 計画方針

一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

■ 施策

	担当課等
第1 実施責任者	危機管理課
第2 適用基準	危機管理課
第3 住家滅失世帯数の算定基準	危機管理課
第4 適用手続	危機管理課
第5 救助の内容	危機管理課
第6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	危機管理課

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代わって実施する。また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

第2 適用基準

災害救助法施行令第1条に定めるところにより、本市については、次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 市の区域内の住家が滅失した世帯数が100世帯以上であること。
- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家が滅失し

た世帯数が50世帯以上であること。

- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が12,000世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害に被った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

第3 住家滅失世帯数の算定基準

1 住家滅失世帯数の算定基準等

- (1) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (2) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

- (1) 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの
ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合
イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- (3) 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの
ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

- ・住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 世帯及び住家の単位

- (1) 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (2) 住家
現実に居住のため使用している建物をいう。

第4 適用手続

- (1) 市長は、本市における災害が前記「第2 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について協議する。
- (2) 市長は、前記「第2 適用基準」の(4)及び(5)の状態で被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請する。
- (3) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受ける。

第5 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 受入施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災した者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編に掲載のとおりである。

なお、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

資料編 資料16-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第15節 避難所の開設・運営等

活 動 の ポ イ ン ト	
1	避難所の開設及び運営
(1)	管理責任者の派遣
(2)	避難者による自主的運営の促進
(3)	要配慮者への配慮
2	避難所の閉鎖
(1)	避難者が帰宅できる状態になったとき。
(2)	避難者が応急仮設住宅へ入居したとき。

■ 計画方針

市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図れるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

■ 施策

		担当課等
第1	避難所の開設及び管理等	危機管理課
第2	避難所の閉鎖	危機管理課

第1 避難所の開設及び管理等

1 避難所の指定及び確保

市長は、避難受入れが必要と判断した場合は、避難所運営マニュアルに基づき、直ちに指定避難所、緊急避難所等から必要な施設を選定するとともに、防災プラネット派遣職員等の避難所担当者を派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、避難所担当者の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする。

なお、避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請や、必要によっては屋外避難所を設置するとともに府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設に当っては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立

第5編 風水害等応急対策
第2章 災害発生後の活動
第15節 避難所の開設・運営等

が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

2 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - イ 現に災害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
 - イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる者

3 避難所の管理

- (1) 市は、避難所の開設が必要と認めた場合、速やかに避難所担当職員を派遣し、避難所の開設・管理に当たらせる。
- (2) 避難所担当職員は、避難所を開設し避難住民を受け入れたときは、避難状況を把握する。
- (3) 避難所責任者は、次の事項を直ちに災害対策本部に報告する。
 - ア 避難所を開設したとき。
 - イ 避難者を受け入れたとき。(避難者名簿作成)
 - ウ 避難者に傷病等が発生したとき。
 - エ 避難者全員が退出又は転出したとき。
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

4 管理運営者及び管理運営方法

- (1) 各避難所では、避難所リーダー、施設管理者、自治振興会長、ボランティア等が「自主管理組織」を発足させ、原則として当組織が避難所の管理運営に当たる。
- (2) 避難所責任者である避難所リーダーは、防災プラネット派遣職員とする。
- (3) 開設後一定期間経過後、避難所リーダーは、避難所の管理運営を自治振興会長、ボランティア等を管理運営責任者に委任し、当人は災害対策本部との連絡調整業務を主に行う。連絡調整の通信手段は電話を第一とするが、電話が利用不可能な場合は無線等の代替通信手段を利用する。
- (4) 具体的な管理運営方法については、事前に作成する「避難所運営マニュアル」に従う。
- (5) 管理運営の概要は、次のとおりである。
 - ア 受入避難者に係る情報（避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報も含む）の把握
 - イ 避難者数の災害対策本部への定期的報告
 - ウ 避難所における広聴活動及び災害対策本部との連絡調整
 - エ 食料、生活必需物資等の供給
 - オ 秩序の維持（混乱防止のための避難者心得の掲示、動物飼養者の周辺への配慮の徹底等）
 - カ 復旧状況の掲示（応急対策の実施状況・予定等）
- (6) 要配慮者（要援護高齢者、障害者、妊産婦、外国人等）に配慮した運営に努める。
- (7) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- (8) 避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮す

る。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

5 避難者の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は、応急対策の実施状況・予定等の情報、混乱防止のための避難者心得について避難住民に掲示し、人心の安定を図る。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) ごみ処理等生活上のルールへの遵守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

第2 避難所の閉鎖

- (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるとき、又は応急仮設住宅等へ入居したときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 市長は、避難者のうち住居の倒壊等により帰宅が困難なもの、又は応急仮設住宅等への入居ができない者がある場合は、避難所を縮小若しくは他の公共施設等に移して存続させるなどの措置をとる。

第16節 緊急物資の供給

活 動 の ポ イ ン ト
<p>〈給水〉</p> <ol style="list-style-type: none">1 水道施設の被災状況の早期把握2 給水資器材の確保3 災害の状況に応じた給水体制の確立<ol style="list-style-type: none">(1) 給水順序 ⇨ 緊急性の高い所から実施（医療機関、避難所、社会福祉施設等）(2) 給水量 ⇨ 1日1人当たり3リットル（各地区の被災者数の把握）(3) 給水方法 ⇨ ア 拠点及び指定避難所における給水、イ 給水車による搬送給水、ウ 仮給水栓の設置4 市民への広報 ⇨ ア 応急給水の実施（給水方法、場所、時間帯等）、イ 復旧の見通し
<p>〈食料・生活必需品〉</p> <ol style="list-style-type: none">1 供給要請の取りまとめ ⇨ 必要量・必要品目2 災害時の調達<ol style="list-style-type: none">(1) 市内業者等に供給依頼(2) 近隣市、府等へ応援要請3 緊急物資供給場所 ⇨ 防災プラネット等4 炊き出しの実施<ol style="list-style-type: none">(1) 場 所 ⇨ 各避難所等(2) 留意点 ⇨ 要配慮者への配慮5 仕分け・配送要員の確保6 調達体制の強化<ol style="list-style-type: none">(1) 市内小売業者のリストアップ(2) 業者等との協定締結の検討7 住民への備蓄推進についての広報実施

■ 計画方針

市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

■ 施策

	担当課等
第1 給水活動	上下水道部
第2 食料・生活必需品の供給	危機管理課

第1 給水活動

市は、市内の浄配水場の応急給水拠点及び給水車を用いて、概ね各防災プラネットを中心とした給水活動を実施する。

1 給水方法

- (1) 拠点及び指定避難所における給水
飲料水の供給は、浄配水場の拠点給水所及び指定避難所において実施する。
- (2) 給水車による搬送給水
- (3) 仮設給水栓の設置

2 給水量

飲料水の供給を行うときは、1日1人当たり3リットルを基準とする。

3 給水の優先順位

被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、指定避難所、社会福祉施設等緊急性の高い施設から優先的に応急給水・復旧を行う。

4 広報（住民への給水活動に関する情報提供）

断水した場合には、市民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により広報を実施する。なお、給水実施の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

5 補給水源

配水施設は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	資料7-1	応急給水拠点箇所一覧
	資料7-2	緊急給水拠点一覧
	資料7-3	災害用井戸（生活用水用）設置箇所一覧

第2 食料・生活必需品の供給

市は、防災備蓄センターに備蓄している食料・生活必需品を用いて、緊急に食料、生活必需品を必要とする避難者や要配慮者を優先して、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 食料

- (1) 調達方法
ア 被災者等への食料の供給は、避難所の避難者数に応じて、防災備蓄センター等に備蓄している食料をもって行うが、協定を締結している事業者及び協定締結市町村等から必要量の食料を調達

第5編 風水害等応急対策
第2章 災害発生後の活動
第16節 緊急物資の供給

する。

イ 大規模な災害により、災害救助法の適用を受けた場合は、府と連携を図り、府の備蓄食料の供給及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領（平成2年4月1日付け流第777号）に基づく食料の緊急引渡しを知事に要請する。

(2) 食料の供給

被災者に対する食料供給については、被災者に不安を抱かせないように迅速に実施する。

ア 炊出しは、各避難所等において実施する。

市長は、各避難所等において炊き出しに使用する設備等の現況を把握しておくとともに、器材等の調達先を定めておく。

イ 要配慮者への配慮

高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食料の供給は、温かいもの、軟らかいもの、調製粉乳など配慮したものを供与する。なお、避難行動要支援者のニーズやアレルギー対応等にも配慮する。

ウ 食料の供給については、品目、数量等被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

エ 食料品の供給に当っては、衛生面に注意して行う。

オ 住民等の協力

炊き出し及び食料の配給に当っては、町会、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

(3) 災害時における食料集積場所

府等から輸送される食料は集積場所に保管する。なお、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。また、災害時には管理責任者を配置し、管理に万全を期する。

(4) 食料備蓄の啓発

市は、食料の備蓄に努めるものとするが、市民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に則り、平素から各家庭で食料の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発する。

2 生活必需品

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 調達方法

ア 市長は、避難所の避難者数に応じ、防災備蓄センター等の備蓄物資を配給、貸与するとともに、不足する品目等については、災害の規模に応じて災害応援協定を締結している事業者を中心に必要な生活必需品等を調達する。

なお、本市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達のあっせんを依頼するほか、近隣市、協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事に対し大阪府備蓄物資の応急供給を要請し調達を図る。

(2) 生活必需品等の範囲

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- エ 食器（茶わん、皿、はし等）
- オ 保育用品（ほ乳びん等）
- カ 光熱材料（マッチ、ローソク、燃料等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ク 衛生用品（おむつ、生理用品）

(3) 供給及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、町会、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。

(4) 救援物資の集積場所

調達した物資又は府等からの救援物資は集積場所に保管する。

第17節 保健衛生活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	被害状況の把握
2	被災地域及び避難所等における防疫指導
3	防疫用器具器材・薬品等の現状把握
4	防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇨ ア 備蓄、イ 業者、府等からの調達
5	住民への衛生指導及び広報活動
6	巡回相談等による被災者の健康管理等

■ 計画方針

市は、府と連携して、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 防疫活動	環境業務課
第2 食品衛生監視活動	危機管理課
第3 被災者の健康維持活動	地域保健課、人権交流室
第4 動物保護等の実施	環境予防課

第1 防疫活動

市は、府と緊密な連携をとりながら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、患者等の人權に配慮しながら、防疫活動を実施する。なお、自らの防疫活動が十分でないとき、府に協力を要請する。

1 消毒活動

感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒を実施するとともに（感染症法第27条）、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う（感染症法第28条）。

2 生活用水の供給

感染症の予防上、知事が生活用水の使用を停止したときは、知事の指示に従い、その停止期間中生活用水の供給を行う。

3 住居等の消毒

被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。

施設名	所在地	電話 (F A X)
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181 (072-939-6479)

4 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的觀念の普及徹底を図る。

5 臨時予防接種の実施

被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、府の指示により市長は、予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、保健所、松原市医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する（予防接種法第6条）。

6 衛生教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車の活用、また報道機関等を通じ、速やかに地域住民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知させる。また、災害発生時においては、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。

7 薬品等の調達・配布

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。

8 資器材の備蓄、調達

消毒用器具、器材は、定期点検により補充、整備に努める。また、大被害発生等により不足する場合に備え、事前に調達先を定めるなど協力体制の確立を図る。

第2 食品衛生監視活動

市は、府によって編成される食品衛生監視班や食品衛生協会等関係機関等が実施する食品衛生監視活動に協力する。

第3 被災者の健康維持活動

市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食品生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 市は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について指導する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所の設置に努める。
- (3) 男性も女性も相談しやすい環境づくりと、相談窓口の設置と周知に努める。

第4 動物保護等の実施

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第18節 福祉活動（避難行動要支援者への支援）

活 動 の ポ イ ン ト	
1	安否確認・被災状況の把握 ⇨ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町会、自主防災組織等への協力要請 (1) 避難行動要支援者 (2) 社会福祉施設・職員・入所者等
2	搬送体制の確立 ⇨ 救急自動車等の調達
3	負傷者の受入れ医療機関の確保
4	福祉ニーズの把握 ⇨ 巡回相談の実施（被災住宅・避難所・応急仮設住宅等）
5	補装具・各日常生活用具の調達及び必要人数の把握
6	保健師等による巡回健康相談等の実施
7	心の健康に関する相談窓口の設置

■ 計画方針

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

■ 施策

	担当課等
第1 避難行動要支援者の安否確認・避難支援等	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課

第1 避難行動要支援者の安否確認・避難支援等

1 安否確認・避難支援

市は、発災時等においては、松原市避難行動要支援者支援プランに基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。なお、安否確認の手法については、通信が可能な場合は電話又はFAXにより、通信不通の場合は直接訪問により、それぞれ行うこととする。

また、府と連携して、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

2 被災状況の把握

市は、避難行動要支援者の被災状況の把握に当って、健康部・福祉部が中心となって危機管理課

第5編 風水害等応急対策

第2章 災害発生後の活動

第18節 福祉活動（避難行動要支援者への支援）

と連携を取り、関係機関及び住民組織と協働して実施する。

(1) 緊急通報システム等の活用

市は、避難行動要支援者のうち、緊急通報装置を設置している人は、緊急通報システムを利用。それ以外の人にはFAX等を利用して、情報収集を図るとともに、聴覚障害者に対しても、FAX等を利用して情報収集を図り、被災状況の把握に努める。

(2) 現地調査

担当各班は、ケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネージャー、民生委員、児童委員等と連携しながら、各戸訪問するなどして避難行動要支援者の被災状況の把握に努める。

3 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当っては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市は、府と連携して、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等では、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

3 外国人に対する支援活動の確立

市は、社会福祉協議会等と連携して、被災した外国人に対して外国語による情報提供や相談活動を実施するボランティアを確保し、外国人に対する支援活動体制を確立することに努める。

4 広域支援体制の確立

市は、府に対して、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を伝達し、介護職員等の福祉関係職員の派遣や、他地域の社会福祉施設へ要援護者が迅速に入所できるよう、広域調整、支援体制の確立を要請する。

第19節 社会秩序の維持

活 動 の ポ イ ン ト
1 松原警察署との連携体制の確立
2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供
3 松原商工会議所等に対する物価安定の協力要請
4 生活必需品等の必要量の迅速な確保

■ 計画方針

市は、府及び防災関係機関と連携して、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 住民への呼びかけ	危機管理課
第2 警備活動の強化	市民協働課
第3 暴力団排除活動の徹底	市民協働課
第4 物価の安定及び物資の安定供給	産業振興課

第1 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動を取るよう呼びかけを行う。

第2 警備活動の強化

松原警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

松原警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想される

ため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携して、買占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることで、被災者の経済的生活の安定と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、府と連携し、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売り惜しみをする業者に対しては、売り渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講じる。

2 消費者情報の提供

市は、府と連携し、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、府と連携し、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

第20節 住宅の応急確保

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応急修理対象範囲 ⇨ 必要最小限度の部分
2	応急仮設住宅の設置場所の選定 ア 公有地を優先、イ 保健衛生、交通、教育等を考慮
3	建設上の留意点 ⇨ 要配慮者に配慮した仮設住宅
4	応急仮設住宅入居者の選考 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 要配慮者を優先
5	住宅相談窓口の設置

■ 計画方針

市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

■ 施策

	担当課等
第1 被災住宅の応急修理	大阪府、都市整備部
第2 住居障害物の除去	環境業務課、都市整備部
第3 応急仮設住宅の建設	都市整備部
第4 公共住宅への一時入居	建築住宅課
第5 住宅に関する相談窓口の設置等	建築住宅課
第6 建設用資機材等の調達	都市整備部

第1 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は、知事が実施する。ただし、知事はその職権を委任したときは、市長が行う。

2 修理対象範囲

- (1) 災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では応急修理できない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。
- (2) 自らの資力では応急修理できない者を例示すると、次のとおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない高齢者、障害者等

第2 住居障害物の除去

1 実施責任者

住居障害物の除去は、市長が実施する。

2 除去対象者

浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をでは除去できない者（上記の第1の2（2））であること。

3 除去方法

災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ市保有の機械器具を用い、又は市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

4 府への応援要請

市長は、災害時において障害物除去が困難な場合は、府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・あつせん等の要請をする。

第3 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び供与は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 供与対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では、住宅を確保することのできない被災者（上記の第1の2（2））であること。

3 建設場所等

建設場所、建設戸数等については、府と十分に調整して決定する。また、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、その場合には所有者等と十分協議する。

資料編 資料5-3 応急仮設住宅建設候補地一覧

4 建設の方法

府が定める応急仮設住宅設計を基準として、請負により行う。

なお、建設に当っては、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、高齢者、障害者に配慮するよう努める。

5 応急仮設住宅の管理等

応急仮設住宅の管理や集会施設等生活環境の整備については府と協力し、実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物

(ペット)の受入れに配慮する。

6 入居期間

入居期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

第4 公共住宅への一時入居

市は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の各管理者へ同様の措置を要請する。

第5 住宅に関する相談窓口の設置等

- (1) 府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- (2) 市は、府と連携して、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第6 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

第21節 応急教育等

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応急教育の実施 (1) 校舎の全部又は大部分が使用不可 ⇨ 集会所、公民館、寺院その他公共施設の利用 (2) 校舎の一部が使用可 ⇨ 特別教室、体育館等の活用
2	教職員体制の確立 ⇨ ア 当該校長との連絡・調整、イ 大阪府教育委員会との調整
3	保護者と連絡方法の確立
4	学校（園）の措置 ⇨ 児童・生徒・園児の安全確保
5	学校給食の確保 ⇨ 学校給食と避難者炊き出し用との調整
6	被災文化財の被害状況の調査 ⇨ 市及び府教育委員会へ報告

■ 計画方針

市教育委員会は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

■ 施策

	担当課等
第1 安全確保	子ども未来室、教育総務部、学校教育部
第2 教育施設の応急整備	教育総務部、学校教育部
第3 応急教育体制の確立	教育総務部、学校教育部
第4 就学援助等	教育総務部、学校教育部
第5 応急保育の整備	子ども未来室
第6 文化財の応急対策	文化財課

第1 安全確保

1 園児、児童及び生徒の安全確保

(1) 登校（園）後の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各学校（園）長と協議のうえ、必要に応じて授業打ち切りの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童及び園児には教師が地区別に付き添う。

(2) 登校（園）前の措置

登校（園）前に臨時休業等の措置を決定したときは、直ちに広報車、電話等により伝達し、児童、生徒及び園児に対して周知徹底を図る。

また、災害が広域にわたることが予想される場合には、大阪府教育委員会からラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に処理する。

2 保育所（園）児の安全確保

(1) 登所（園）後の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、保育所（園）長と協議のうえ、必要に応じて休所（園）の措置をとる。

直ちに電話等により保護者に伝達するとともに職員は、保育所（園）児の安全確保に努め、必要な措置をとる。

(2) 登所（園）前の措置

登所（園）前に臨時休所（園）の措置を決定したときは直ちに電話等により保護者に周知徹底を図る。

第2 教育施設の応急整備

市教育委員会は、公立学校が被災した場合、授業実施のため、施設、設備の応急復旧を進める必要がある。この場合、写真撮影などにより被災の事実及びその状態を立証する措置を講じる。

また、校舎等の被災により代替施設を確保する必要がある場合には、近隣の公共施設やその他適当な場所を利用する。校舎の一部が被災している場合は、利用可能な教室等で、教育を行う。

第3 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校長の措置

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市教育委員会、府教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市の措置

学校が避難所に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 市教育委員会の措置

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続等の弾力的運用を図る。また、府教育委員会の指示に基づき、応急教育等を実施する。

2 学校給食の応急措置

学校長は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、松原市教育委員会に報告し、協議のうえ給食実施の可否を決定する。この場合、下記の事項に留意する。

(1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。

(2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

(3) 避難場所に使用されている学校については、その給食施設が被災者炊き出し用に利用される場合があるので、この場合は、学校給食と被災者炊き出し用との調整に留意する。

- (4) 被災地での学校給食については、伝染病発生のおそれが多いので、衛生については特に留意する。

第4 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

2 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

市教育委員会及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時的健康診断（学校保健法第6条第2項による）、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 応急保育の整備

1 保育施設の応急整備

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常どおり保育できるよう努める。

2 保育所児の健康保持

保育所児の心と体の健康管理を図るため、必要に応じ、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

3 応急保育の実施

保育施設の被災により、通常保育が不可能な場合は、隣接保育所との合同保育、あるいは混合保育等応急保育の確保に努めるものとする。

4 保育所給食の応急措置

災害を受けるおそれが解消した場合、保育所開所にあわせ速やかに保育所給食が実施できるよう措置を講ずるものとする。ただし、次のような事情が発生した場合については給食を一時中止するものとする。

- (1) 給食調理室が被害を受け、給食実施が不可能なとき。
- (2) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (3) 給食物資の調達が困難なとき。
- (4) その他給食の実施が困難なとき。

第6 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。市教育委員会は、府教育委員会と協議のうえ自ら所有又は管理する被災文化財の応急措置を講じるとともに、その他の所有者又は管理者に対し、応急措置に係る指導・助言に努める。

資料編 資料16-1 市内指定文化財等一覧

第2.2節 廃棄物の処理

活 動 の ポ イ ン ト	
1	処理施設等の被害状況の調査
2	臨時集積所の選定及び広報
3	災害廃棄物等不燃物の一時保管場所の選定
4	収集順序の確立
	(1) ごみ……………生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、被災地域のごみ等
	(2) し尿……………避難所等
	(3) 災害廃棄物…危険なもの、通行上支障のあるもの等
5	市民への施設復旧状況の広報
6	市民への協力要請 ⇨ ア 自己処理、イ 集積場所への運搬、ウ 分別、エ 風呂の水の汲み置き等
7	仮設トイレの準備 ⇨ 避難所・住家密集地等への設置
8	ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇨ 不足の場合 ⇨ 近隣市、関係団体への応援要請

■ 計画方針

市は、府と連携し、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 実施責任者	環境業務課
第2 し尿処理	環境政策課
第3 ごみ処理	環境業務課
第4 災害廃棄物等処理	環境業務課
第5 死亡獣畜処理	環境予防課

第1 実施責任者

被災地における廃棄物の処理は、市長が主体となって実施する。

第2 し尿処理

1 初期対応

- (1) 災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。

資料編 資料14-3 し尿処理施設一覧

- (2) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを避難所に設置する。

2 収集方法

仮設トイレの使用に伴い、し尿汲取量の激増が予想されるので、時期を失することなく許可業者等に協力要請して収集、運搬作業を実施する。

資料編	資料14-1	し尿くみ取り許可業者一覧
	資料14-2	浄化槽清掃業の許可業者一覧

3 収集順位

避難所など緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に定める基準に従って実施する。

4 処理方法

市は収集したし尿の処理を、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うものとし、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

必要に応じて、府、近隣市、関係団体に応援を要請する。

5 住民への協力要請

水洗便所を使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、風呂の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

第3 ごみ処理

1 初期対応

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

委託業者と調整し、被災地を重点に効果的に清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。なお、災害の規模、状況により府及び近隣市等へ応援を要請する。

資料編	資料14-5	清掃車両等一覧
	資料14-6	ごみ処理委託業者一覧

3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 被災地域のごみや重要性の高い施設(避難所等)のごみ

4 処理方法

被災ごみについては、速やかな処理を必要とするため、府及び近隣市等へ応援を要請する。

資料編	資料14-4	ごみ処理施設
-----	--------	--------

5 仮置場、一時保管場所の設置

災害により処理施設に支障がある場合並びに多量なため、又は交通事情等により早期に処理が困

第5編 風水害等応急対策
第2章 災害発生後の活動
第2.2節 廃棄物の処理

難な場合には、保健衛生上適当と思われる場所を指定して臨時集積所を設ける。なお、その場合には消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、衛生状態を保つ。

6 住民への協力要請

状況により、住民に対し住民自らの処理あるいは集積場所への運搬、分別等の協力を求める。

第4 災害廃棄物等処理

1 発生量の把握

計画的に処理するため、速やかに災害廃棄物等の発生量を把握する。

2 仮置場の確保

災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

3 処理活動

- (1) 災害廃棄物等の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 災害廃棄物等の処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、府に応援を要請する。
- (5) その他、災害廃棄物等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないよう監視する。

第5 死亡獣畜処理

大阪府南部家畜保健衛生所長と協議のうえ、環境衛生上、支障のない所で埋却又は焼却する。

第23節 遺体の処理及び火葬等

活 動 の ポ イ ン ト	
1	遺体の搜索 ⇨ 警察等関係機関へ協力要請
2	多数の行方不明者 ⇨ 受付所を設置
3	遺体の一時安置 ⇨ 指定避難所の活用及び寺院等の借上げ
4	火葬場の稼働状況の把握
5	棺の調達及び遺体搬送の手配

■ 計画方針

発災時に死亡していると推定される者の搜索並びに遺体の収容、処理及び火葬等について松原警察署等の協力を得て迅速に実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 実施責任者	危機管理課
第2 遺体の搜索	危機管理課、関係機関
第3 遺体の検案等	危機管理課、関係機関
第4 遺体の処理	危機管理課、地域保健課、関係機関
第5 遺体の収容	危機管理課、関係機関
第6 遺体安置所の設定	危機管理課、関係機関
第7 遺体の火葬等	危機管理課、関係機関

第1 実施責任者

この計画は、市長が主体となり実施する。

第2 遺体の搜索

- (1) 市長は、松原警察署等関係機関の協力を得て、早急に行方不明者の搜索を行う。
- (2) 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、受付、手配、処理などの円滑を図る。
- (3) 遺体が流出等により他市にあると認められる場合は、府又は直接遺体の漂着が予想される市等に協力を求める。
- (4) 身元不明の遺体については、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。

第3 遺体の検案等

1 検案等の実施

遺体は、警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を実施する。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある者の遺体は、警察による検視、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

2 遺体の輸送

検案等を終えた遺体は、本部長が指定する遺体安置場所に輸送する。

第4 遺体の処理

遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市（地域保健班）が代行して遺体の洗浄、消毒等の処置を行うものとするが、自ら遺体の処理が困難な場合は、府に対して必要な措置を要請する。

第5 遺体の収容

- (1) 身元不明の遺体については、性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体収容所内に掲示するとともに、松原警察署その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。
身元確認の資料、遺品等は市役所又は市内寺院に依頼し保管する。
- (2) 遺体の身元が判明したときは、原則として、市長に連絡のうえ、遺族、親族等引取人に遺体を引き渡す。
- (3) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院等の適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。また、必要に応じて協定を締結している葬儀会社と連携し、遺体の安置に必要な資機材の確保に努める。

第6 遺体安置所の設定

- (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。

- (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発動発電機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
- (8) 自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第7 遺体の火葬等

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず火葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合並びに身元の判明しない遺体について応急的に火葬等を実施する。遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存のうえ、原則として火葬に付する。

資料編 資料16-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2.4節 自発的支援の受入れ

活 動 の ポ イ ン ト	
1	被災者のニーズの的確な把握
2	ボランティアの受入れ窓口 ⇨ 松原市社会福祉協議会
3	義援金品の受付 ⇨ 福祉総務課
4	緊急物資集積場所 ⇨ 防災プラネット等
5	支援受入れ
(1)	確認事項 ⇨ ア 支援内容、イ 到着予定日時、ウ 到着予定場所、エ 活動内容等
(2)	受入れ準備 ⇨ ア 活動拠点、イ 宿泊場所、ウ 案内者、通訳

■ 計画方針

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

■ 施策

	担当課等
第1 ボランティアの受入れ	福祉総務課、市民協働課
第2 義援金品の受付・配分	福祉総務課
第3 海外からの支援の受入れ	市民協働課

第1 ボランティアの受入れ

市は、市社会福祉協議会等と相互に協力・連携し、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受入れ窓口の開設

市は、災害ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である松原市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

2 受入方法

受入れは、府の「災害時におけるボランティア活動登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

資料編 資料5-5 災害時におけるボランティア活動登録カード

3 活動拠点等の提供

ボランティア活動拠点、活動資機材及び被災者ニーズなどの情報の提供に努める。

4 防災ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 被災者に対する炊き出し

- (2) 救援物資の仕分け・配布
- (3) 高齢者等の避難行動要支援者の介護
- (4) 避難所運営の手伝い
- (5) 避難所内における給食・清掃等の世話
- (6) 要配慮者等のニーズ把握や安否確認
- (7) その他被災者に対する支援活動全般

第2 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は、次により行う。

1 義援金

- (1) 受付
市に寄託される義援金は、福祉総務課に窓口を設置し、受け付ける。
- (2) 配分
市は、義援金配分委員会から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

- (1) 市に寄託される義援物資は、あらかじめ定められた防災備蓄センター等の備蓄拠点箇所において受付、保管する。
- (2) 義援物資の配分方法等は、関係部局等が協議して決定する。決定にあたっては、避難所等の被災者ニーズを十分に把握し決定する。
- (3) 義援物資は、配分決定に基づき、関係部局やボランティア等の協力を得て避難所等へ輸送する。

第3 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡しておく。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次の事項を確認し、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入体制
- (2) 市は、海外からの支援の受入れに当って、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第3章 その他の災害応急対策

第1節 危険物災害応急対策

■ 計画方針

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

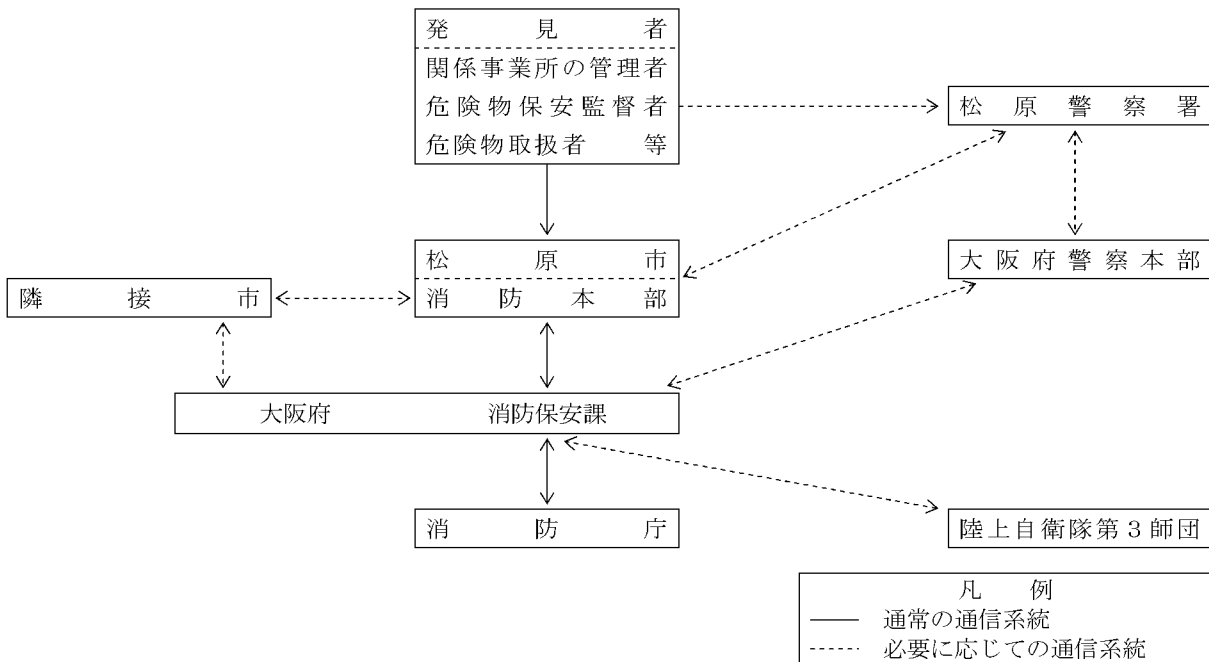
■ 施策

	担当課等
第1 危険物災害応急対策	消防予防課
第2 高圧ガス災害応急対策	消防予防課
第3 火薬類災害応急対策	消防予防課
第4 毒物劇物災害応急対策	消防予防課
第5 管理化学物質災害応急対策	消防予防課

第1 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市の措置

(1) 市は、松原警察署等の関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、

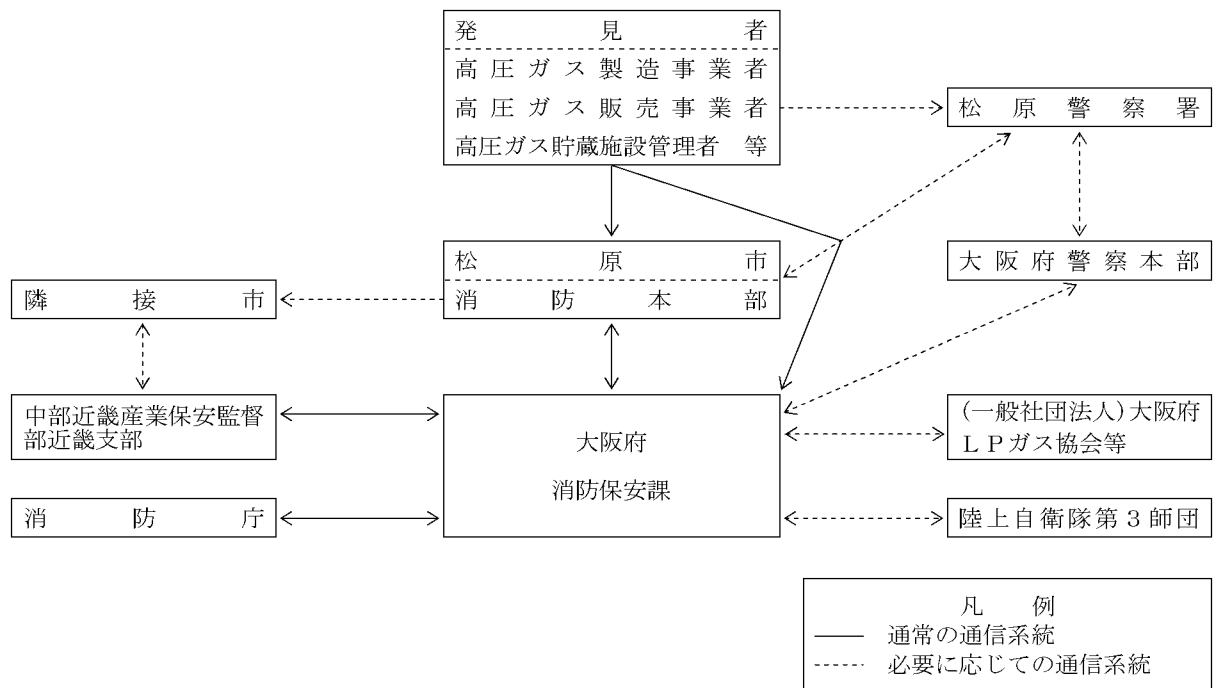
施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

- (2) 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講じるよう指導する。
- (3) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



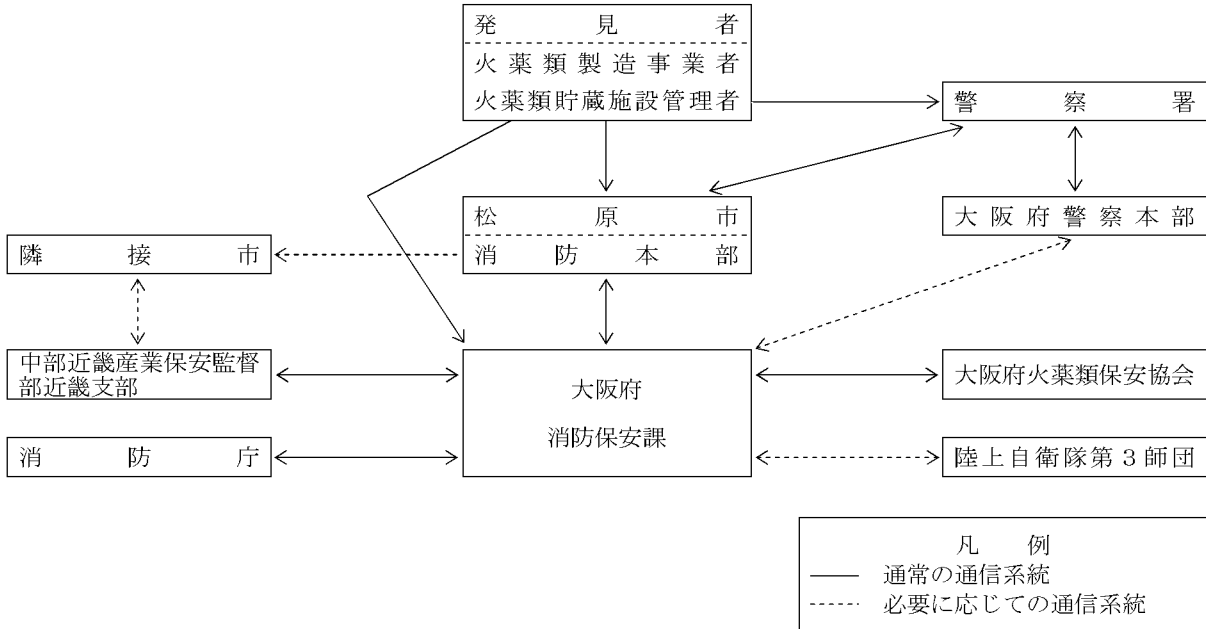
2 市の措置

高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また松原警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第3 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



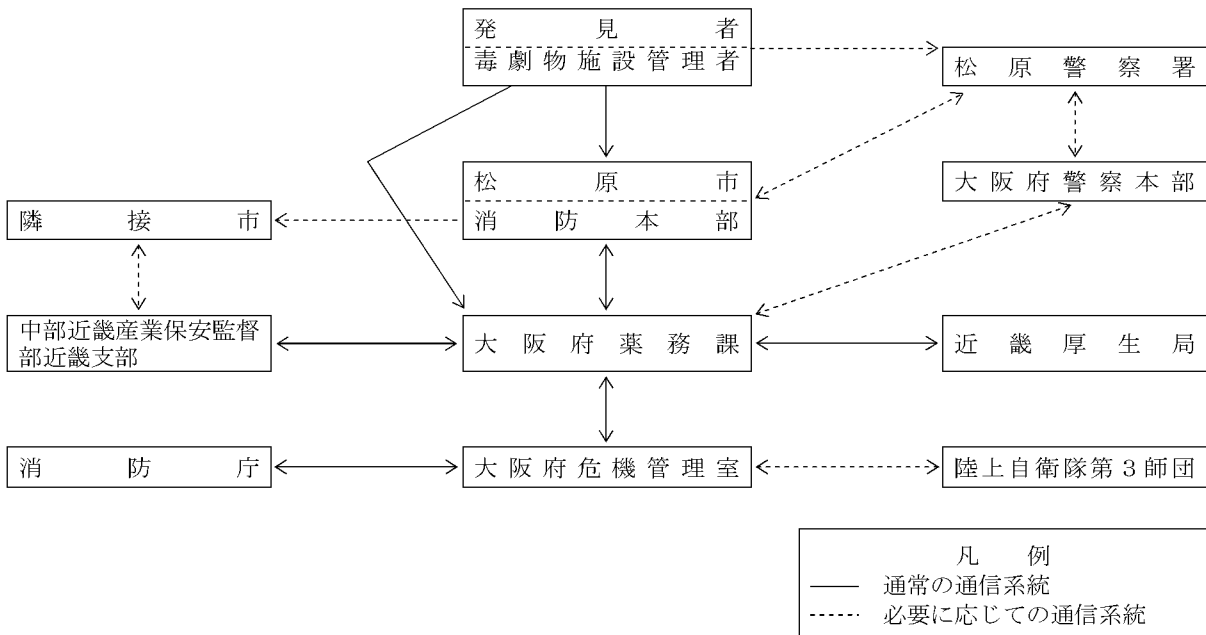
2 市の措置

火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また松原警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



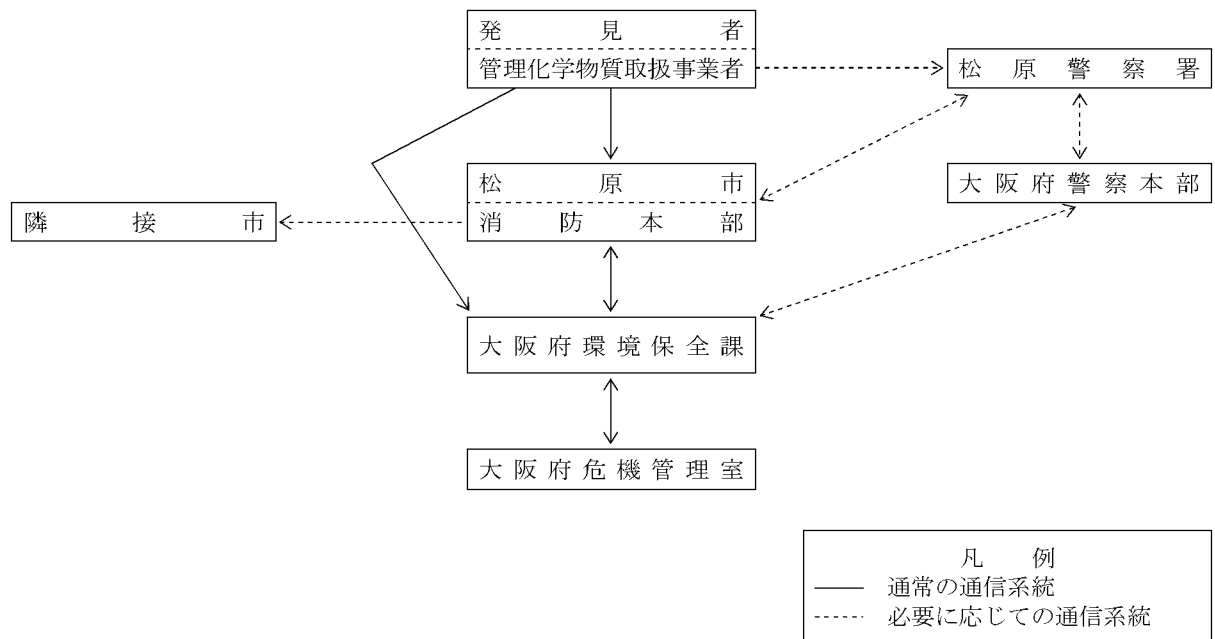
2 市の措置

毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また松原警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第5 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市の措置

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また松原警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2節 航空機災害応急対策

■ 計画方針

本市上空は、大阪国際空港（伊丹空港）到着機の航空機の経路に当たり、また、八尾空港にも近接していることから、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

空港以外の地域において災害が発生した場合、市は、「大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定」等に基づき、協定締結市町村や府、関連する空港事務所等の防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第3節 その他の災害応急対策

■ 計画方針

松原市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、一方、その他の危険物運搬車両による交通事故、旅客列車の衝突転覆、高架道路の崩落等の事故や、大都市圏特有の不測の事故が発生する可能性もある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、第3編「地震災害応急対策」、第5編「風水害等応急対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 生活の安定

■ 計画方針

市は、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進する。

■ 施策

	担当課等
第1 復旧事業の推進	産業振興課
第2 被災者の生活確保	全部全課
第3 中小企業の復興支援	産業振興課
第4 農林業関係者の復興支援	産業振興課

第1 復旧事業の推進

市は、住民の意向を尊重し、発災後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

1 被害の調査

(1) 被害調査及びり災台帳の作成

市は、府が行う被害の調査に協力するとともに、り災台帳を整備し、り災した世帯の再建復興のために手続書類として、り災証明書を発行する。

ア 固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から全世帯のり災台帳を作成する。

イ 住家等被害判定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。

(2) り災証明書の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 公共施設等の復旧

(1) 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律

第5編 風水害等応急対策
第4章 災害復旧・復興対策
第1節 生活の安定

又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じるよう、府に要請する。

4 激甚災害指定による財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の財政援助
- (3) 中小企業に関する特別の財政援助
- (4) その他の財政援助及び助成

5 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。

第2 被災者の生活確保

市は、府と連携して、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付け、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、松原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年条例第7号）の定めるところにより支給する。

ア 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- (ア) 市において5世帯以上の住家が滅失した災害
- (イ) 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- (ウ) 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 次の場合、支給を制限する。

- (ア) 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
- (イ) 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

ウ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）のいずれかの者に対し、松原市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

エ 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

(2) 松原市災害見舞金の支給

自然災害及び火災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、松原市災害見舞金等支給条例(昭和45年条例第1号)により、見舞金の支給を行う。

2 災害援護資金・生活福祉資金等の貸付け

市は、府及び社会福祉協議会と連携して、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、松原市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。

3 租税等の減免及び徴収猶予等

市は、地方税法及び松原市市税条例(平成21年条例第36号)に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

4 雇用機会の確保

市は、府及び関係機関と協力して、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

5 住宅の確保等

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供

イ 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供

ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供

エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

(2) 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

(3) 公共住宅の供給促進

市は、府と連携し、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

ア 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家活用

既存の空き家又は建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

第5編 風水害等応急対策
第4章 災害復旧・復興対策
第1節 生活の安定

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

ウ 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあつ旋を行う。

(4) り災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

6 被災者生活再建支援金

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は、次のとおりである。

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(エ) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記(ア)～(ウ)に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(オ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満のものに限る)

ウ 支給対象世帯

自然災害により、

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ・災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

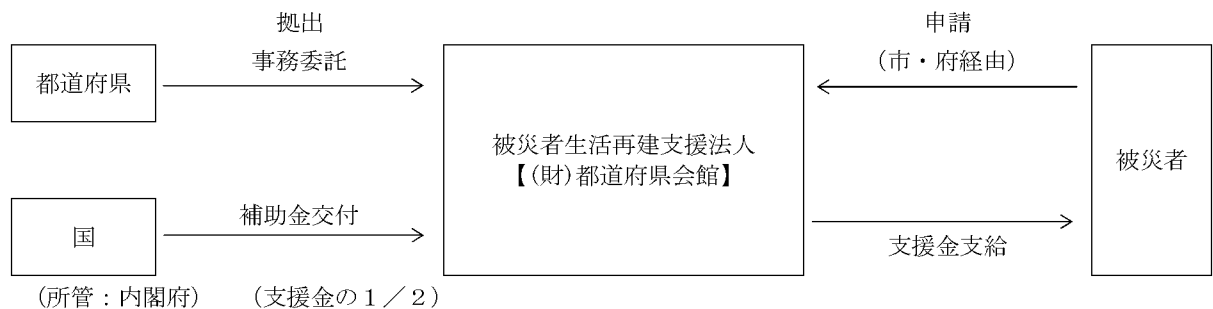
エ 支給限度額

支給額は、下表の「(ア)」 「(イ)」の合計額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)	(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊世帯 50万円 ・上記以外の世帯 100万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅を建設又は購入した場合 200万円 ・住宅を補修した場合 100万円 ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円
※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。	※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。 ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

オ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次のとおり。



第3 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

- (1) 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、松原商工会議所その他関係機関と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
- (2) 被災した中小企業者等に対し、経営安定のための資金を貸し付ける。

第4 農林業関係者の復興支援

市は、府及び関係機関と協力し、被災した農林業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

- (1) 農林業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。

第5編 風水害等応急対策
第4章 災害復旧・復興対策
第1節 生活の安定

- (3) 被災した農林業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- (4) 農林業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。
- (5) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の地域指定を受けた場合は、府に対して利子補給金、損失補償金の交付を要請する。

第2節 復興の基本方針

■ 計画方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。

■ 施策

	担当課等
第1 復興に向けた基本的な考え方	危機管理課
第2 本市における復興に向けた取組み	危機管理課

第1 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市、府は、発災後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市、府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

第2 本市における復興に向けた取組み

- (1) 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。
- (2) 市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定める。また、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

- (3) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に

第5編 風水害等応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

第2節 復興の基本方針

努めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標